

## 第4次 甲州市地域福祉計画（原案）

令和7年3月

## 目次

### 【地域福祉計画】

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画の期間	2
第4節 関係する制度等との整合	3
第2章 地域の概況	6
第1節 統計データから見る地域の状況	6
第2節 アンケート調査結果から	16
第3章 計画の基本方針	27
第4章 基本施策	31
第1節 基本目標1 地域全体で支援する仕組みづくり	31
第2節 基本目標2 多様化する福祉ニーズへの対応強化	37
第3節 基本目標3 福祉を担う意識づくり・人づくり	46
第4節 基本目標4 安心して生活できる環境づくり	54
第5章 推進体制	59
第1節 計画の推進	59
第2節 計画の周知と進行管理	60

### 【再犯防止推進計画】

1. 策定の趣旨	61
2. 計画の位置づけ	61
3. 計画期間	61
4. 地域における犯罪の発生状況	62
5. 計画の基本方針	64
6. 取り組み施策	66
1) 再犯防止に対する理解の促進	66
2) 就労・住居の確保	66
3) 保健・医療・福祉サービスの利用促進	67
4) 学校等と連携した非行防止と就学支援	68
5) 関係機関との連携強化	68

附：資料編

委員会名簿

策定経過

## 地域福祉計画

### 第1章 計画の策定にあたって

## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 計画策定の趣旨

市は、令和2年3月に「支えあい、安心・安全の暮らしづくり」を基本理念とした「第3次甲州市地域福祉計画」を策定しました。その後、社会福祉法の改正を踏まえ、甲州市重層的支援体制整備事業を構築し、中間年度にあたる令和5年3月に、取り組み内容の評価・検証や新たな地域課題に対応するための事業についての中間見直しを実施しました。

第3次計画の期間は、新型コロナウイルス感染症対策期間の只中にあり、保健・医療・福祉の分野においても、本来の計画事業とは別に様々な緊急対策事業や多くの取り組みがありました。また、社会情勢や生活様式の変化もあり、地域の福祉課題のニーズは多様化し対応についても複雑化しています。

本計画は、これまでの取り組みの成果を活かし、地域生活課題に対応する包括的な支援体制の整備を目指すものです。加えて、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みとなるものです。

### 第2節 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」で、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

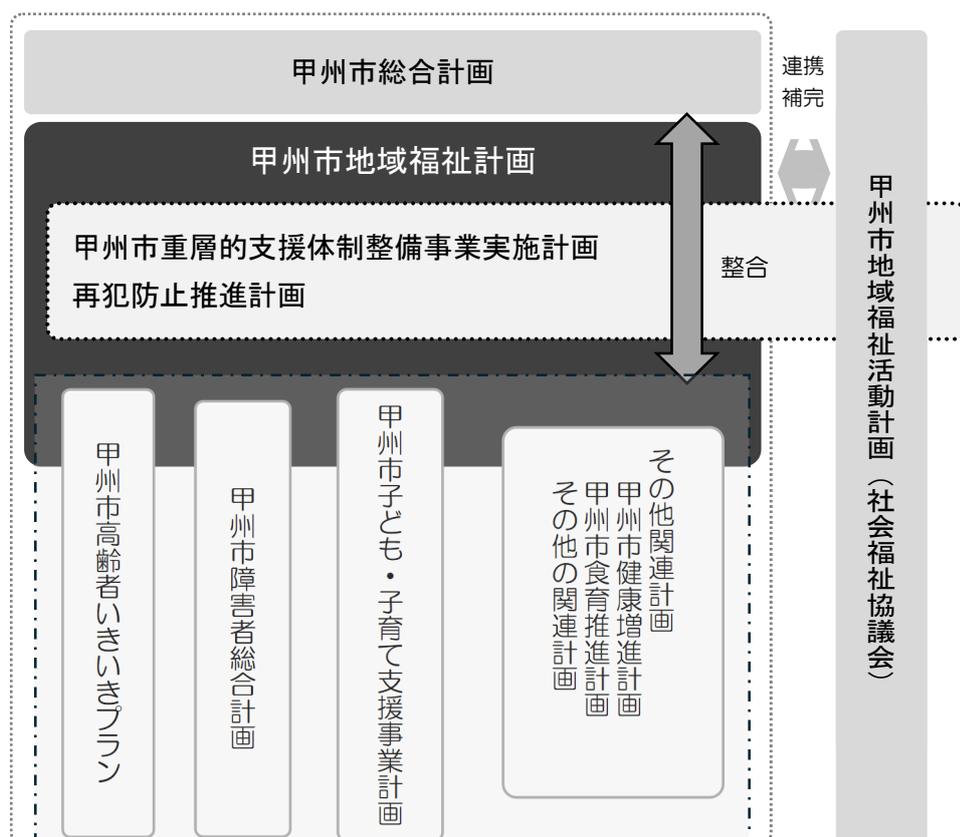
#### 【関連計画との関係】

- 「第2次甲州市総合計画」の分野別計画として位置付け、本市の将来像「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市」の実現に資する福祉政策の基本指針となるものです。
- 地域福祉を一体的に推進する観点から、児童福祉（子育て支援）、障害者福祉、高齢者福祉等の分野別計画を横断的につなげる福祉の基本計画とします。
- 「重層的支援体制整備事業」と「成年後見制度利用促進」については、第3次計画以降、本計画に内包する形で一体的に取り組みます。
- 「再犯防止推進計画」について第2部として記載しています。

### 【地域福祉活動計画（甲州市社会福祉協議会）との関係】

甲州市社会福祉協議会では、甲州市地域福祉活動計画を策定し、地域住民、福祉活動団体、ボランティア団体等と連携しながら、総合的かつ計画的に市民主体の地域福祉の推進に取り組んでいます。

本計画と甲州市地域福祉活動計画とは、地域福祉を進める上での車の両輪として、理念と課題を共有しながら、その取り組みにおいて相互に補完・連携を図ります。



### 第3節 計画の期間

計画期間は令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や制度の大幅な改正、関連計画との整合性等を考慮して、必要に応じて見直しを図るものとします。

## 第4節 関係する制度等との整合

関連する法律や制度の改正・変更を踏まえ、事業の推進や各種取り組みに努めます。

### 【近年の主要な関連法令や制度の改正・変更】

#### ○令和2年「社会福祉法の改正」

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実現する重層的支援体制整備事業が創設  
重層的支援体制整備事業の実施

#### ○令和4年「成年後見制度利用促進基本計画（第二期）」

成年後見制度が利用しやすい環境や仕組みをつくり、尊厳ある本人らしい生活の継続と適切な意思決定、地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進と地域連携の充実

#### ○令和6年「孤独・孤立対策推進法」

様々な事情で社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援

#### ○令和6年「生活困窮者自立支援法の改正」

生活困窮者が自立した生活を送れるよう、就労支援、住居確保、一時生活支援など、状況に合わせた支援体制の整備

#### ○令和6年「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添う切れ目のない包括的な支援の実施

#### ○令和6年「子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正」

子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指し、必要な環境整備を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策の推進と子どもの貧困の解消への取り組みの推進

## 【重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容】

### I 相談支援

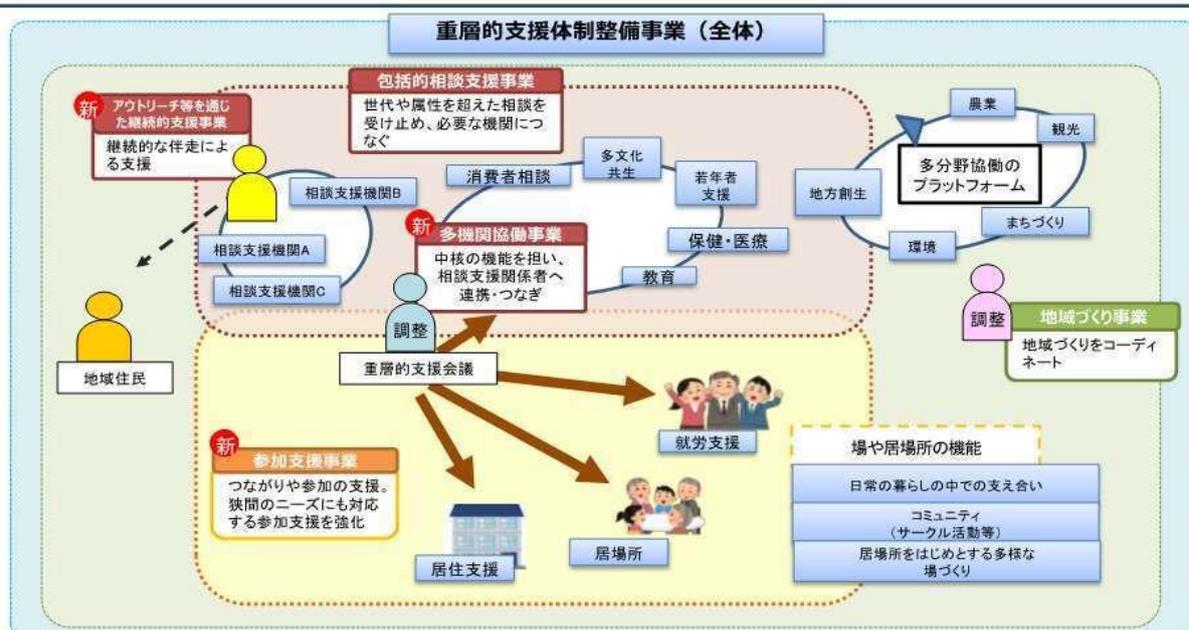
- ①介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ②複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施
- ③必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施

### II 参加支援事業

- ①介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ち、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施

### III 地域づくり事業

- ①介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- ②事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保  
住民同士が会い参加することのできる場や居場所  
ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能



資料：令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議資料

## 甲州市重層的支援体制整備事業実施体制

### (1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

主な対象区分	実施する事業及び所管課
介 護	・ 地域包括支援センター【介護支援課】
障 害	・ 子ども家庭障害者支援センター （通称：福祉あんしん相談センター）【福祉総合支援課】 ・ 障害者相談支援事業【福祉総合支援課】 ・ 地域活動支援センター【福祉総合支援課】 ・ こども家庭センター【子育て支援課・健康増進課】
子 育 て	・ こども家庭センター【子育て支援課・健康増進課】
生活困窮	・ 生活困窮者自立相談支援事業【福祉総合支援課】

### (2) 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号及び同項第6号）

主な対象区分	実施する事業及び所管課
全市民	・ 多機関協働事業【福祉総合支援課】

### (3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

主な対象区分	実施する事業及び所管課
全市民	・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【福祉総合支援課】

### (4) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

主な対象区分	実施する事業及び所管課
全市民	・ 参加支援事業【福祉総合支援課】

### (5) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

主な対象区分	実施する事業及び所管課
介 護	・ 地域介護予防活動支援事業【介護支援課】
介 護	・ 生活支援体制整備事業【介護支援課】
障 害	・ 地域活動支援センター【福祉総合支援課】
子 育 て	・ こども家庭センター【子育て支援課・健康増進課】
全市民	・ 生活困窮者等のための地域づくり事業【福祉総合支援課】

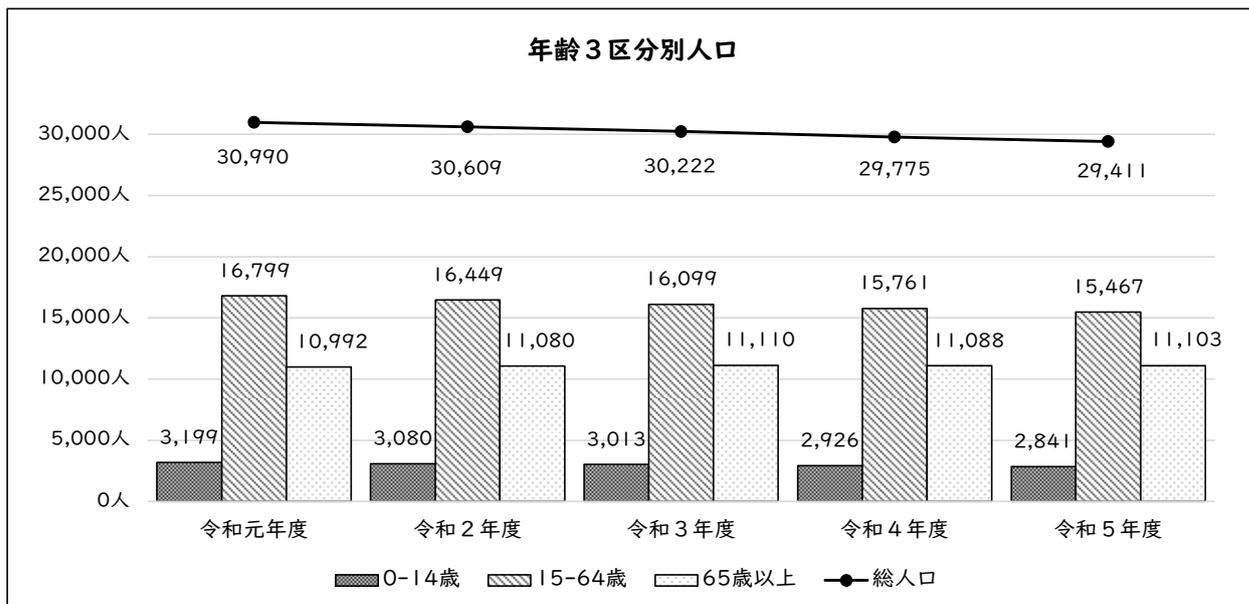
## 第2章 地域の概況

## 第2章 地域の概況

### 第1節 統計データから見る地域の状況

#### 1. 人口

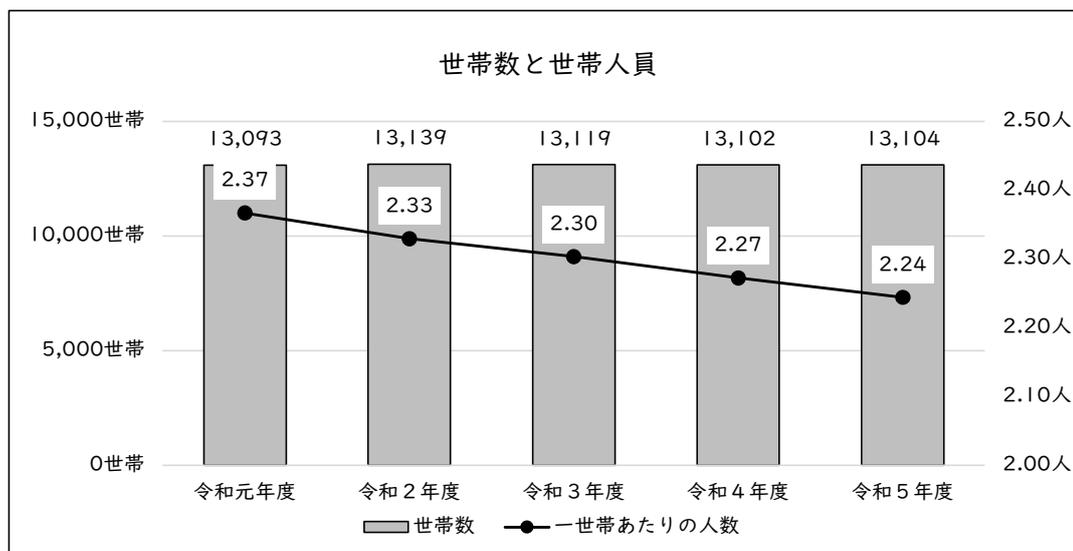
人口は減少傾向での推移で、令和4年度に30,000人を下回りました。年齢3区分別では、令和4年度に「0-14歳」が3,000人を下回り、「15-64歳」が16,000人を下回りました。一方、「65歳以上」は11,000人前後での横ばいでの推移となっています。



資料：住民基本台帳（基準日：3月31日）

#### 2. 世帯

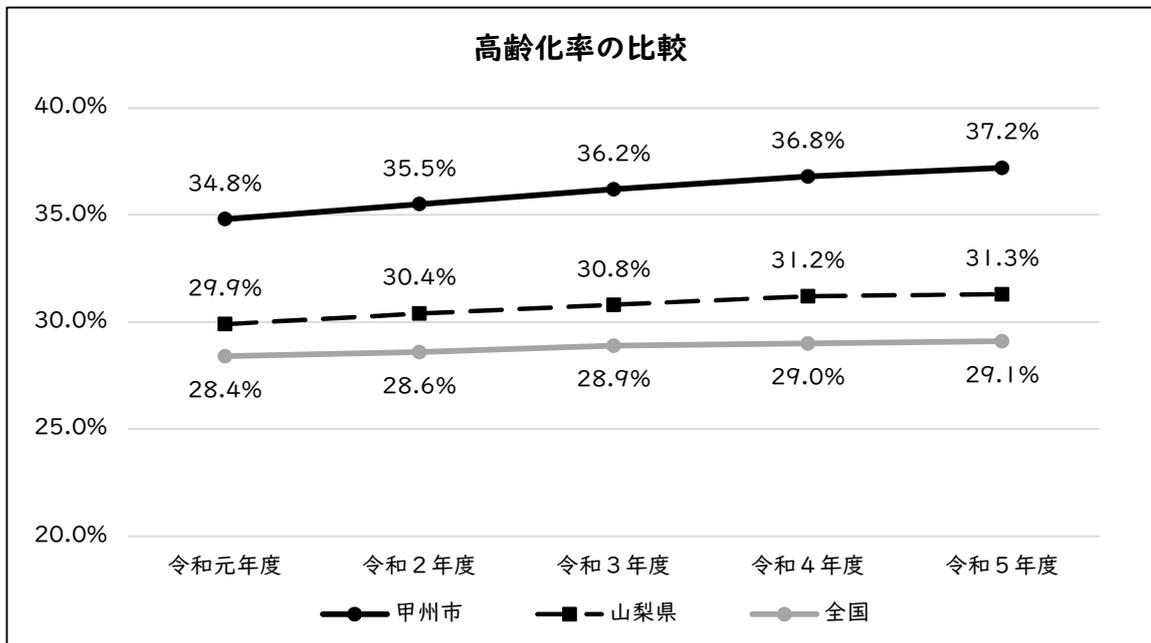
世帯数は、13,100世帯前後で横ばいの推移となっています。世帯人員は減少傾向での推移です。



資料：住民基本台帳（基準日：3月31日）

### 3. 高齢化率

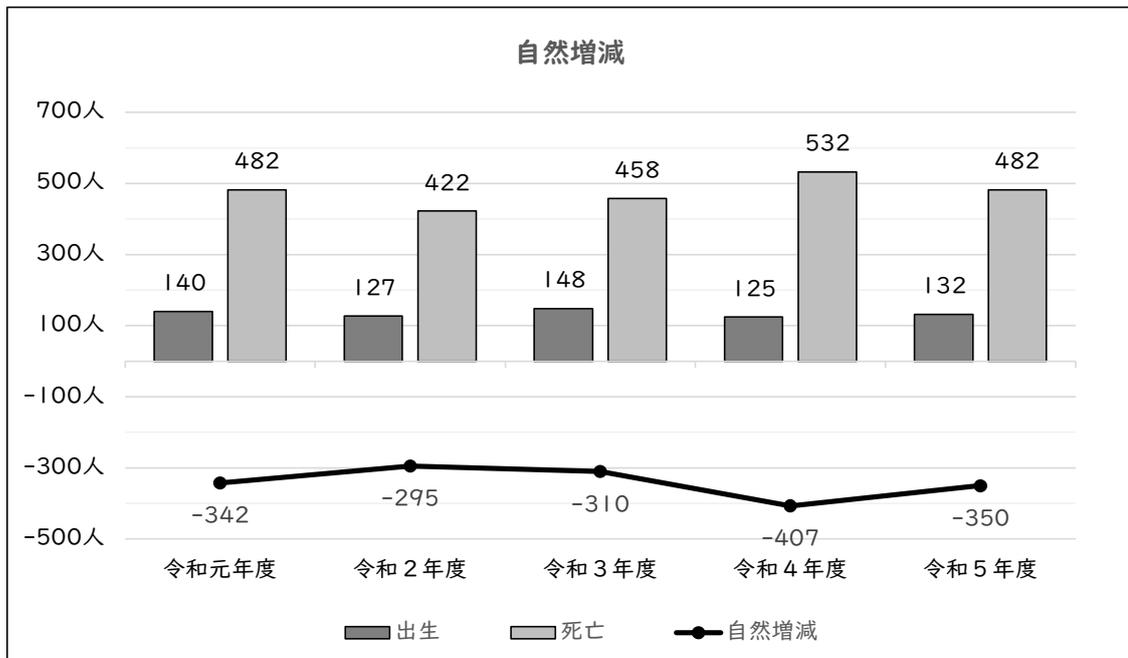
高齢化率を全国、山梨県の平均と比較すると、各年、全国平均より7～8%、山梨県平均より5～6%高い推移となっています。



資料：山梨県高齢者福祉基礎調査

### 4. 自然増減

出生と死亡の自然増減では、5年間を平均してみると出生が135人程度、死亡が480人程度の推移で自然減が続いています。

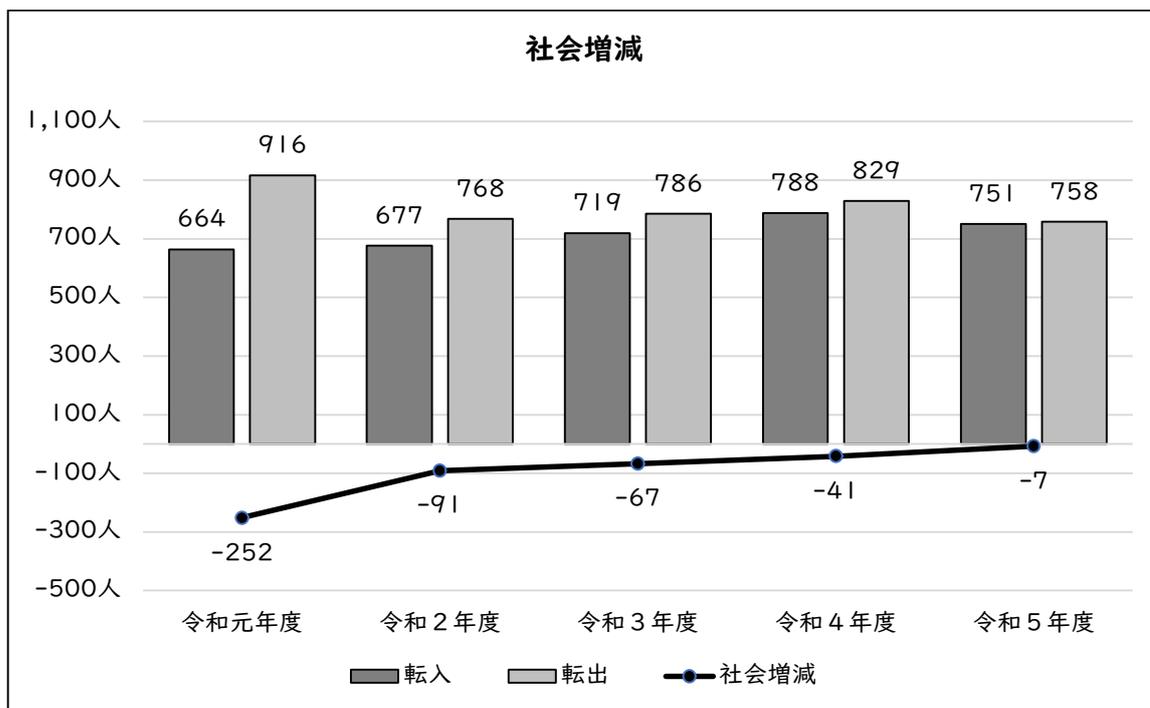


資料：住民基本台帳年報

## 5. 社会増減

転入と転出による社会増減では、転入が600人台から700人台後半へと増加傾向で推移し、転出は令和元年の916人をピークにその後700人台半ばから後半の横ばい傾向となっています。

令和元年の-252人の転出超過をピークに、その後、転出超過傾向は緩やかになり、令和5年度は-7人の転出超過となっています。



## 6. 通園・通学

各地区の合計で見ると園児数、児童数、生徒数ともに減少での推移となっています。園児数の減少が続いていることから、児童数、生徒数も当面減少傾向での推移と予想されます。

保育園園児数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	859	785	765	743	702
塩山地区	590	558	554	548	523
勝沼地区	238	199	184	169	161
大和地区	31	28	27	26	18

小学校児童数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	1,338	1,313	1,289	1,277	1,230
塩山地区	879	857	860	848	834
勝沼地区	424	420	396	393	359
大和地区	35	36	33	36	37

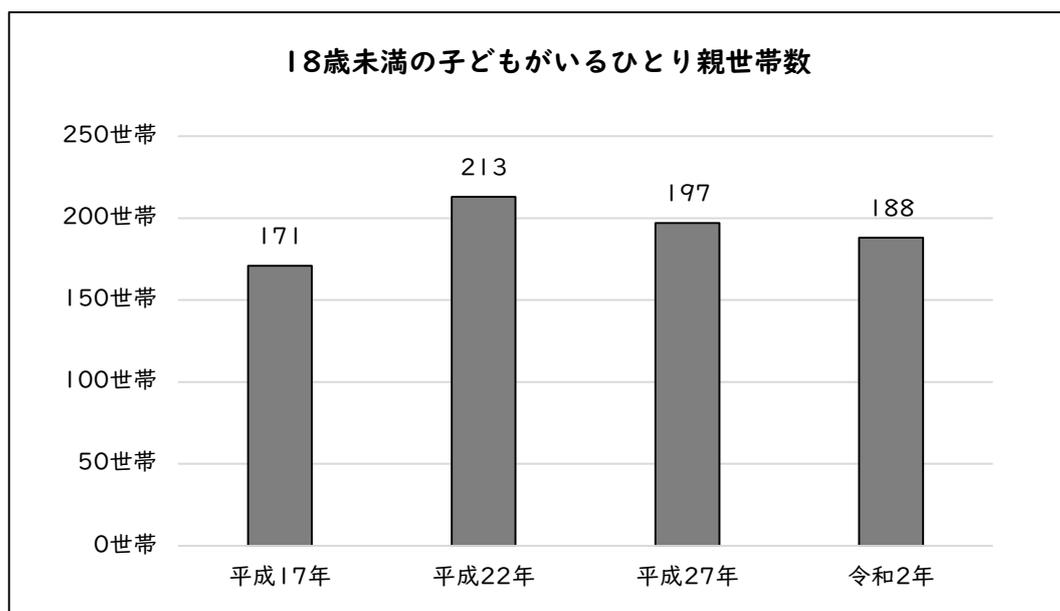
中学校生徒数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	771	736	724	667	650
塩山地区	521	492	492	436	426
勝沼地区	227	227	232	231	224
大和地区	23	17	(※15)	(※14)	(※14)

注)※印は大和地区からの通学者数

資料：子育て支援課、教育総務課

## 7. ひとり親世帯

平成22年をピークに減少傾向に転じています。



資料：国勢調査（基準日：10月1日）

## 8. 児童福祉手当

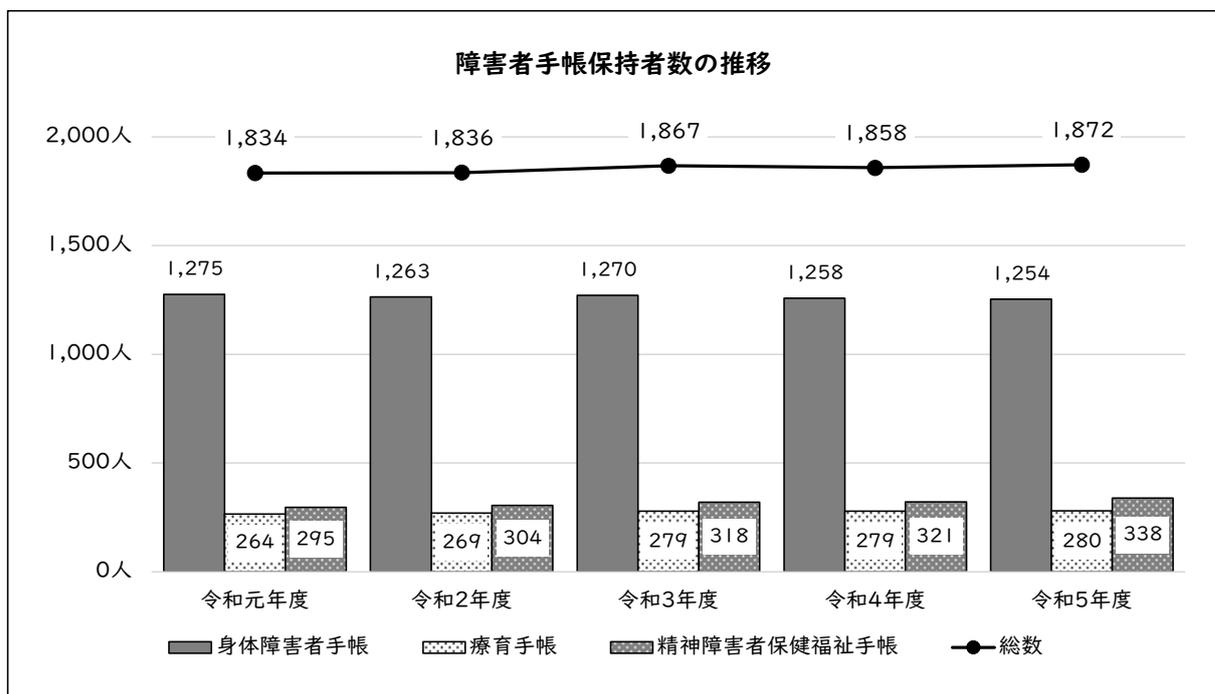
児童扶養手当の受給件数は減少していますが、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の受給件数は横ばいから微増の推移となっています。児童扶養手当の受給件数の減少は、子育て世帯全体の減少に伴うものと予想されます。

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童扶養手当	受給件数	242	231	214	183	163
特別児童扶養手当	受給件数	52	52	52	53	60
障害児福祉手当	受給件数	14	18	18	19	21
特別障害者手当	受給件数	25	26	29	29	30

資料：福祉総合支援課（基準日：3月31日）

## 9. 障害者手帳保持者数

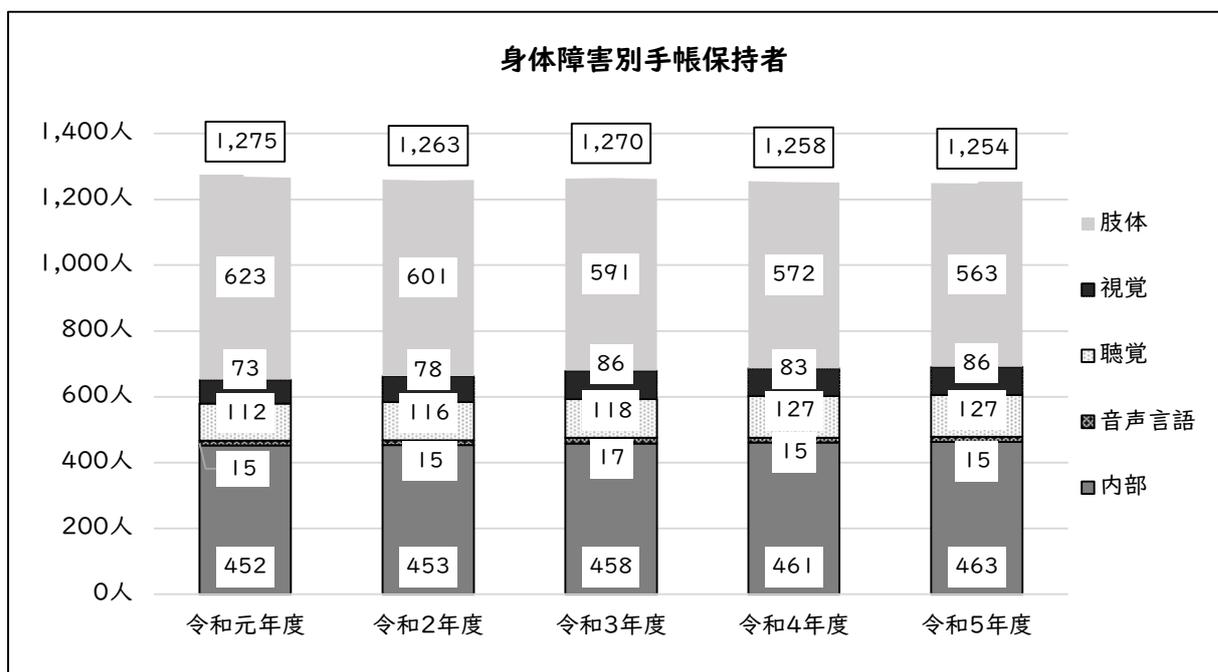
障害者手帳保持者数は1,800人台で微増の推移です。障害別では身体障害者手帳が最も多く、約1,250人から1,275人の中で横ばいの推移で、以下、療育手帳が200人台後半、精神障害者手帳が概ね300人前半での微増傾向となっています。



資料：福祉総合支援課（基準日：3月31日）

## 10. 身体障害別手帳保持者

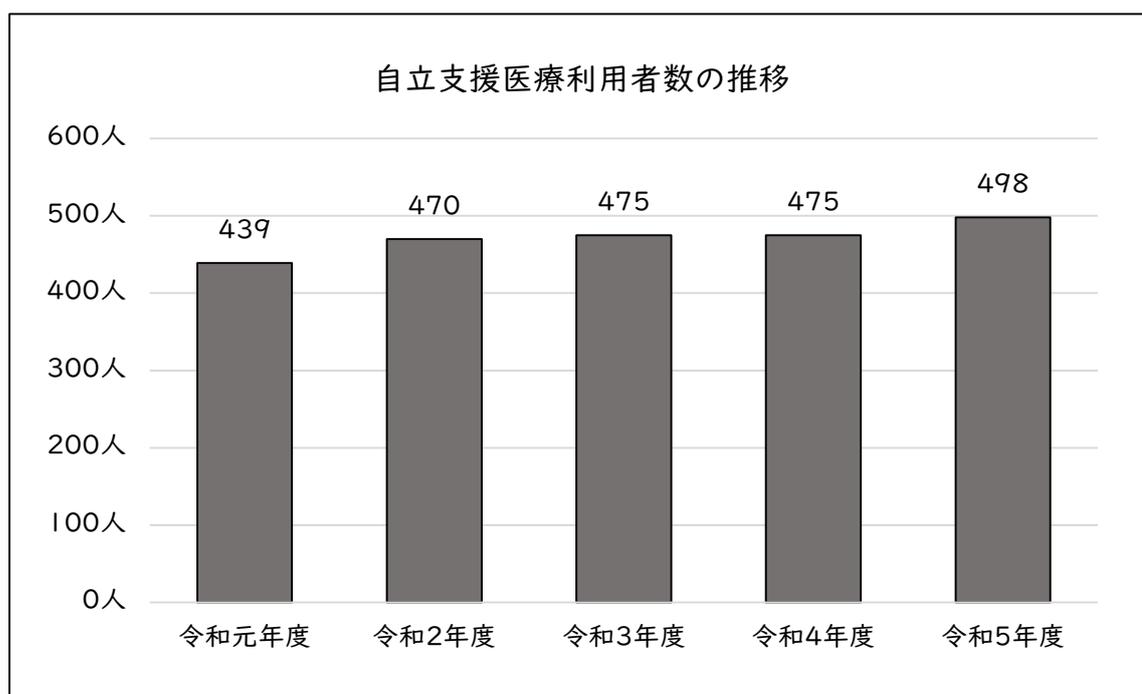
身体障害別では、「肢体障害」と「内部障害」で約8割を占めています。「内部障害」が若干増えている一方で、「肢体障害」については減少傾向です。



資料：福祉総合支援課（基準日：3月31日）

## 11. 自立支援医療利用者数

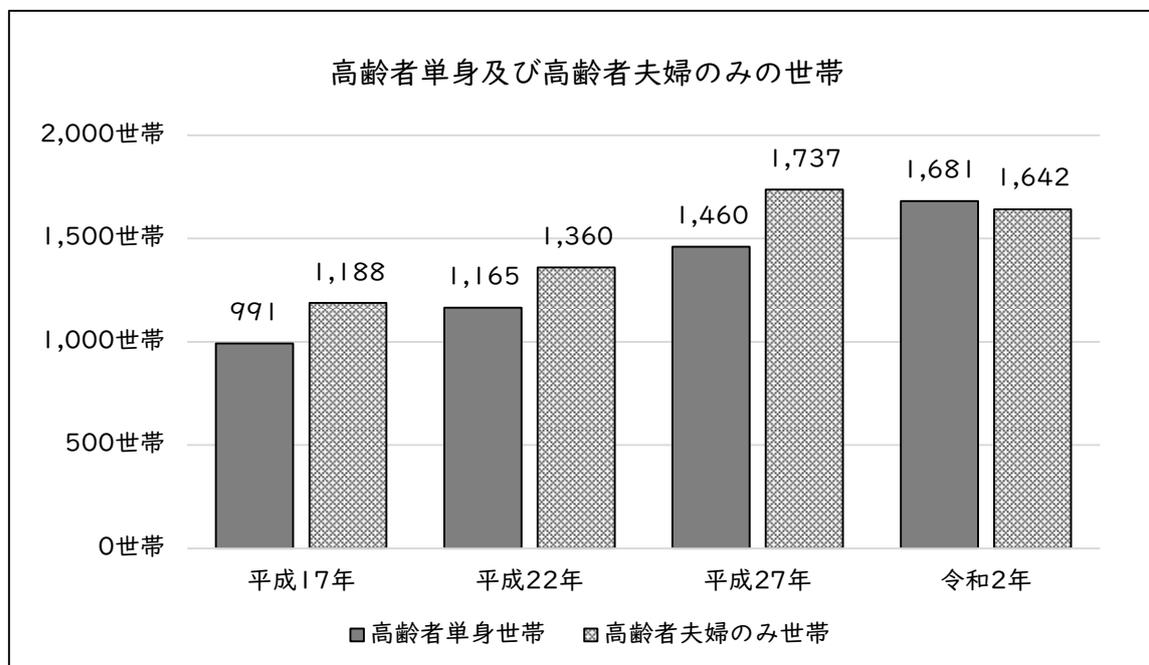
自立支援医療利用者数は増加推移で、令和元年度の439人から令和5年度には59人増の498人となっています。



資料：福祉総合支援課（基準日：3月31日）

## 12. 高齢者世帯の状況

国勢調査で高齢者世帯の状況を見ると、平成17年から高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみ世帯ともに増加傾向にありますが、高齢者夫婦のみ世帯は令和2年に減少しています。また、令和2年には高齢者単身世帯数が高齢者夫婦のみ世帯数を上回る結果となっています。



資料：国勢調査（基準日：10月1日）

## 13. 要介護認定

要介護認定は、令和元年度の合計1,772人から、令和5年度の合計1,945人と増加傾向となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	1,772	1,790	1,851	1,874	1,945
要支援1	69	77	84	78	99
要支援2	211	193	207	230	227
要介護1	279	284	295	324	323
要介護2	382	380	394	415	421
要介護3	393	396	412	378	393
要介護4	287	303	293	270	298
要介護5	151	157	166	179	184

資料：介護支援課（基準日：3月31日）

#### 14. 福祉施設入所者数

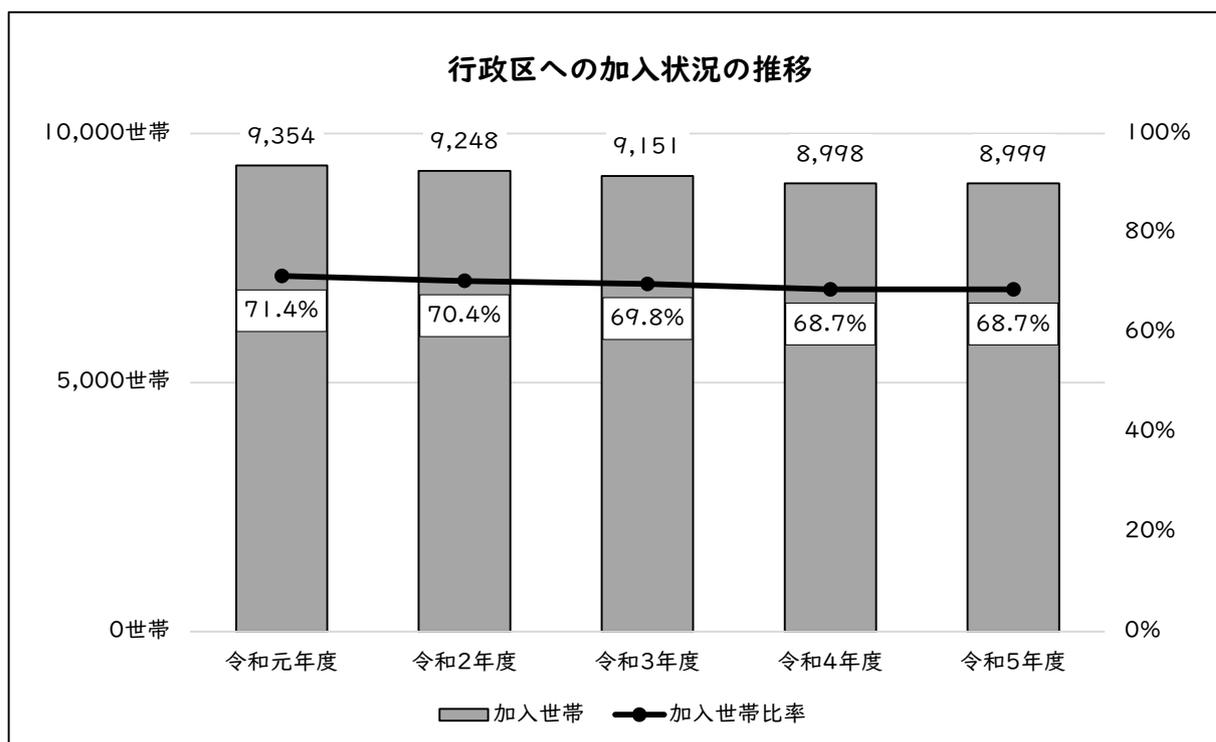
福祉施設入所者数は、合計 360 人から 370 人程度で横ばいの推移です。種別ごとに見ると、養護老人ホームが若干増えてはいるものの概ね横ばいの状況です。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	372	363	360	370	365
特別養護老人ホーム (うち地域密着)	294 (115)	291 (115)	285 (111)	286 (112)	283 (107)
養護老人ホーム	11	12	12	14	15
児童養護施設	31	26	26	28	26
障害者支援施設	36	34	37	42	41

資料：介護支援課、福祉総合支援課（基準日：3月31日）

#### 15. 行政区への加入状況

行政区への加入状況は、減少傾向での推移となっています。令和3年度に加入率が70%を下回り、令和4年度以降9,000世帯を下回る状況です。



資料：総務課（基準日：3月31日）

## 16. 相談事業

「⑨福祉あんしん相談センター」が10,000件を超え最も多くなっていますが、令和5年度には7,535件と約25%減となっています。

また、「①地域包括支援センター総合相談」は令和3年度までは増加傾向でしたが、令和4年度から減少に転じています。

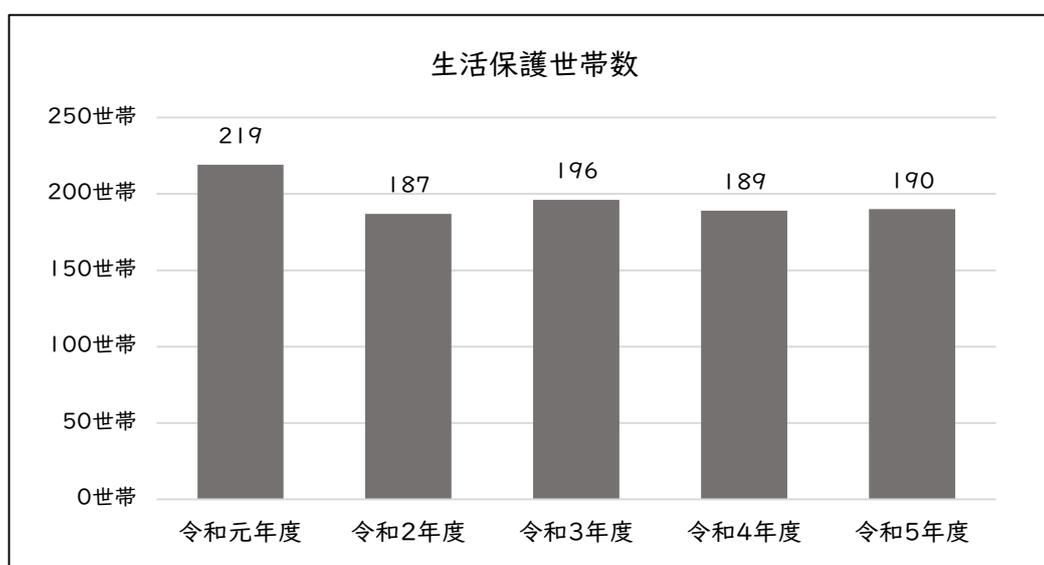
一方、「⑧母子父子相談員相談」は年度ごとの差が大きくなっています。

相談事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①地域包括支援センター総合相談※電話・来所・訪問・その他	1,639	1,896	2,480	2,231	1,717
②結婚相談(令和3年度で終了)	45	30	23	-	-
③無料法律相談 ※相談件数制限あり(事前申し込み制)	71	73	63	54	68
④無料消費生活相談	35	19	30	26	20
⑤行政相談	11	5	8	10	8
⑥人権相談	2	1	0	2	2
⑦家庭相談	5	2	0	5	4
⑧母子父子相談員相談	29	212	81	314	172
⑨福祉あんしん相談センター ※電話・来所・訪問・その他	10,072	11,499	10,787	10,468	7,535

資料：介護支援課、市民課、福祉総合支援課

## 17. 生活保護世帯

生活保護世帯については、令和元年度の219世帯をピークに、多少の増減は見られますが、190世帯前後での横ばいで推移しています。

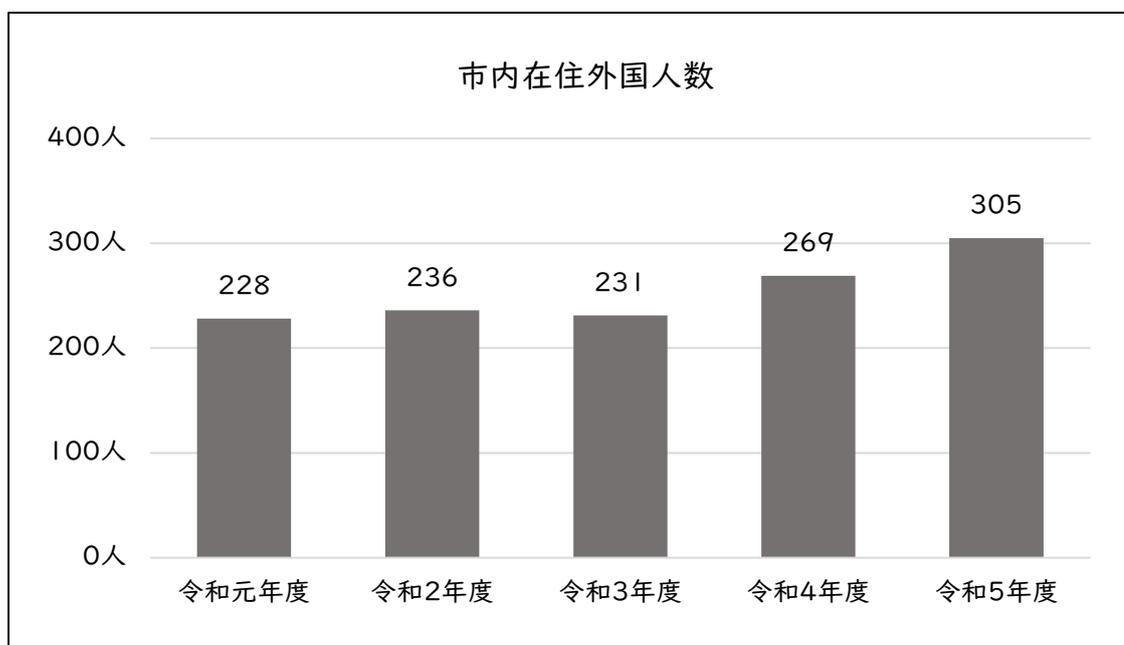


資料：福祉総合支援課（基準日：3月31日）

## 18. 市内在住外国人数

市内在住外国人数は、新型コロナウイルス感染症対策で令和4年10月まで出入国制限があったため、横ばいでの推移でしたが令和5年度には300人台に増加しています。

国別では、ベトナムが突出した増加傾向で、以下、中国、フィリピン、韓国と続いて多くなっています。



資料：住民基本台帳（基準日：3月31日）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ベトナム	70	86	89	103	116
中国	52	52	42	45	42
フィリピン	29	24	23	31	29
韓国	21	21	21	24	26
タイ	12	13	13	14	19
米国	15	15	13	12	13
インドネシア	8	6	6	7	13

※令和5年度に10人以上の国を掲載

資料：住民基本台帳（基準日：3月31日）

## 第2節 アンケート調査結果から

地域福祉に関する意識やニーズなどを把握し、計画づくりの参考資料として活用するため、市民アンケート調査を実施しました。

### ① 調査期間

令和6年8月8日（木）～8月26日（月）

### ② 調査方法

自記入式（郵送による配布）

回収は、郵送による返信およびWebでの回答による

### ③ 対象者数

2,000人

住民基本台帳から18歳以上の市民を無作為抽出

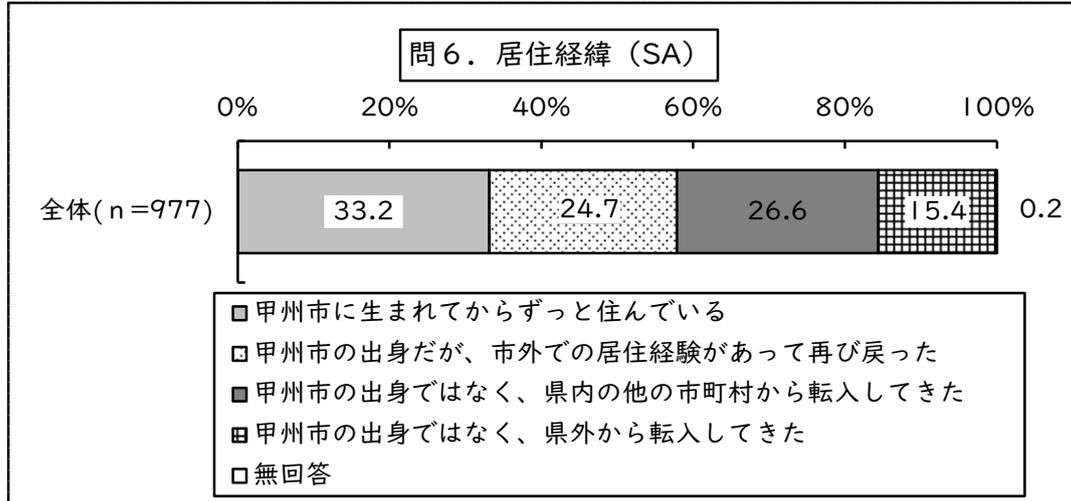
### ④ 回収状況

	合計	郵送	Web	
①配布数	2,000	2,000		
②未達返送	4	4		
③実配布	1,996	1,996		
④回収	979	766	213	
⑤回収率	49.0%	38.4%	10.7%	=④/③
⑥集計不能	2	2	0	
⑦有効回収	977	764	213	

- ・(n=〇〇) : 回答者の数
- ・(SA) シングルアンサー : あてはまるもの、ひとつに回答
- ・(OLA) リミテッドアンサー : 先頭数字の数まで回答 (例 2LA : 2つまで回答)
- ・(MA) マルチプルアンサー : あてはまるもの、いくつでも回答

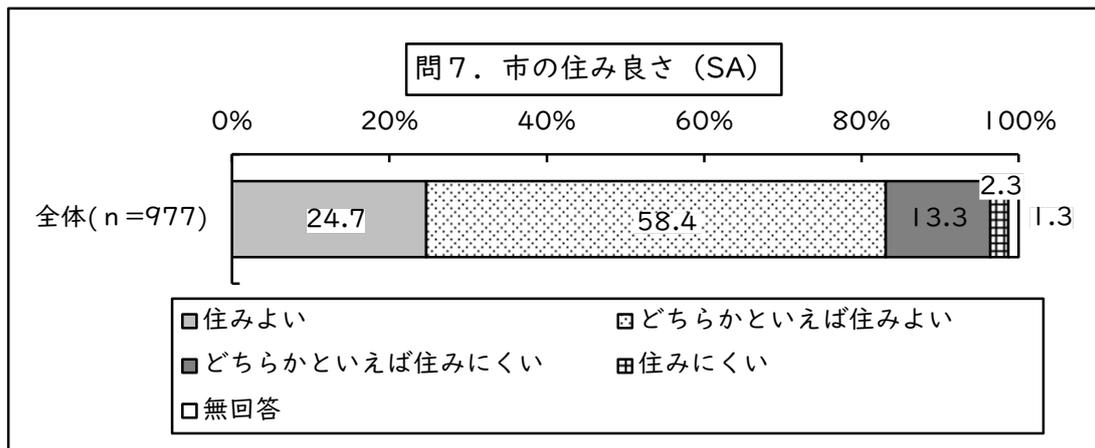
## 1. 居住経緯

- 本市に住むようになった経緯については、「甲州市に生まれてからずっと住んでいる」33.2%が最も多く、以下、「甲州市の出身ではなく、県内の他の市町村から転入してきた」26.2%、「甲州市の出身だが、市外での居住経験があって再び戻った」24.7%と続きます。



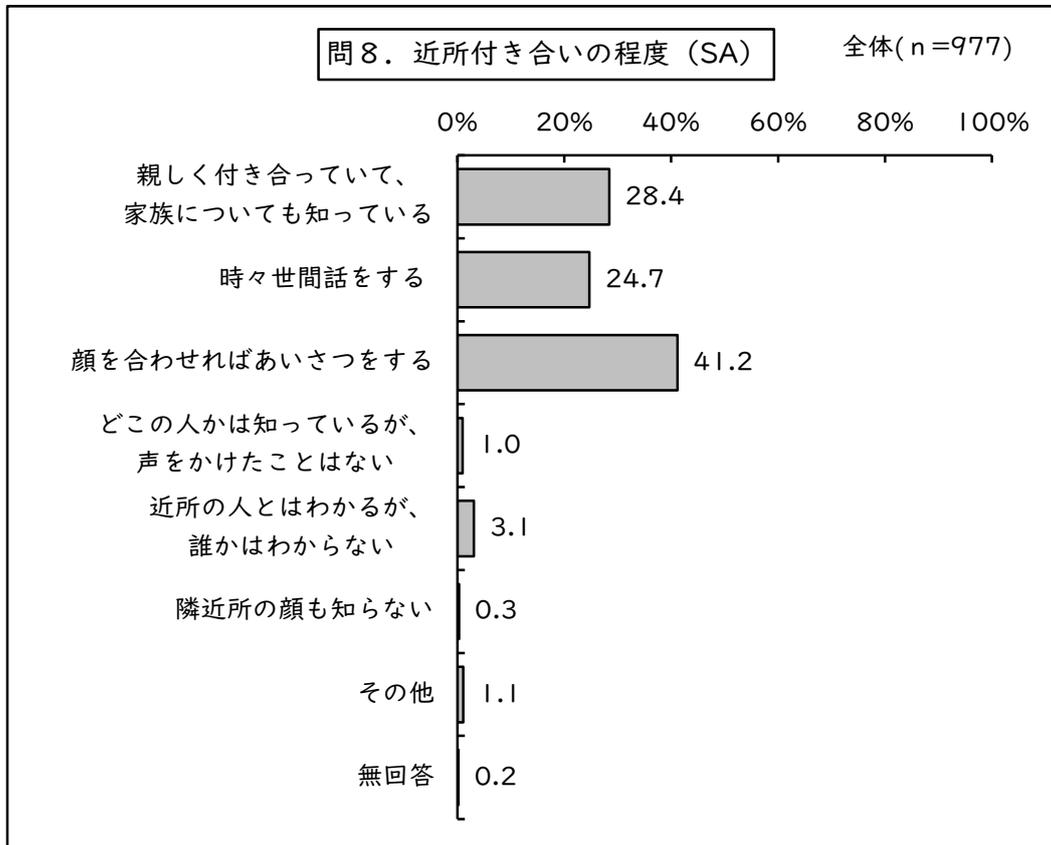
## 2. 市の住みよさ

- 本市の住みよさについての評価は、「住みよい」24.7%、「どちらかといえば住みよい」58.4%の「肯定的な評価」が8割を超えています。一方、「住みにくい」2.3%、「どちらかといえば住みにくい」13.3%の「否定的な評価」が15%程度となっています。



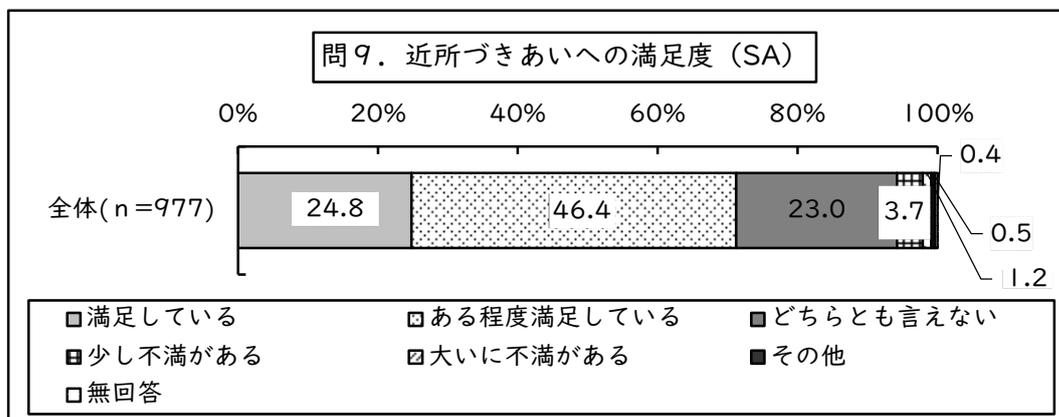
### 3. 近所づきあいの程度

○近所づきあいの程度については、「顔を合わせればあいさつをする」41.2%が最も多く、以下、「親しく付き合っていて、家族についても知っている」28.4%、「時々世間話をする」24.7%と続いています。



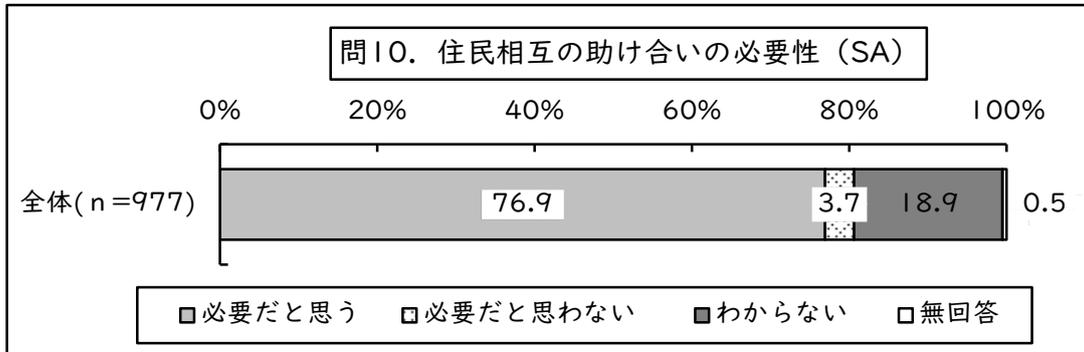
### 4. 近所づきあいへの満足度

○近所づきあいへの満足度については、「満足している」24.8%、「ある程度満足している」46.4%の「肯定的な意見」が約7割となっています。「少し不満がある」3.7%、「大いに不満がある」1.2%の「否定的な意見」は5%に満たない結果です。



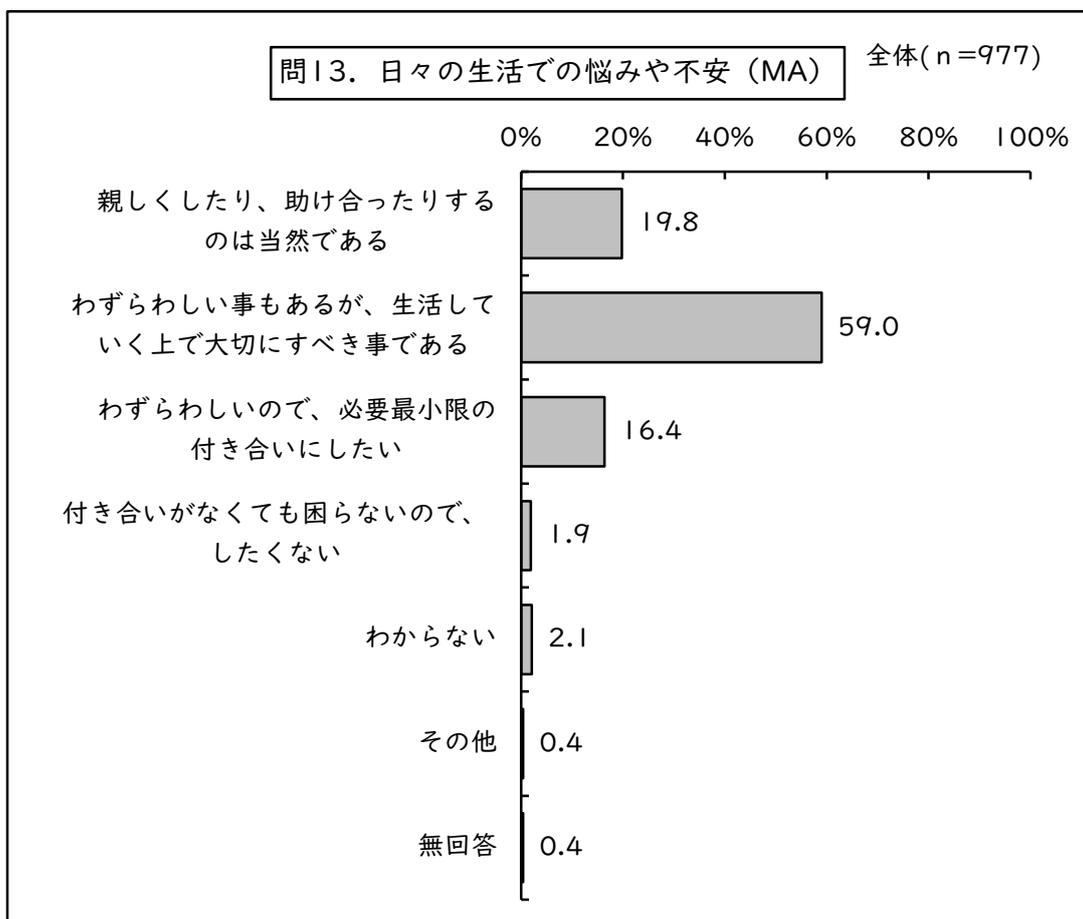
## 5. 住民相互の助け合いの必要性

- 住民相互の助け合いの必要性については、「必要だと思う」76.9%となっており、「必要だと思わない」は3.7%であり、5%に満たない結果です。



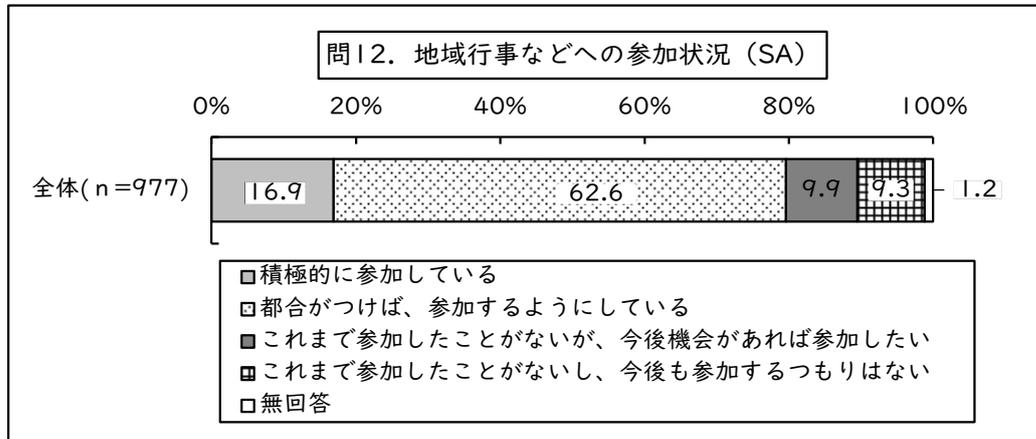
## 6. 近所づきあいへの考え方

- 近所づきあいについては、「わずらわしい事もあるが、生活していく上で大切にすべきことである」が59.0%と約6割を占めて最も多く、次いで「親しくしたり、助け合ったりするのは当然である」19.8%と「わずらわしいので、必要最小限の付き合いにしたい」16.4%が続きます。



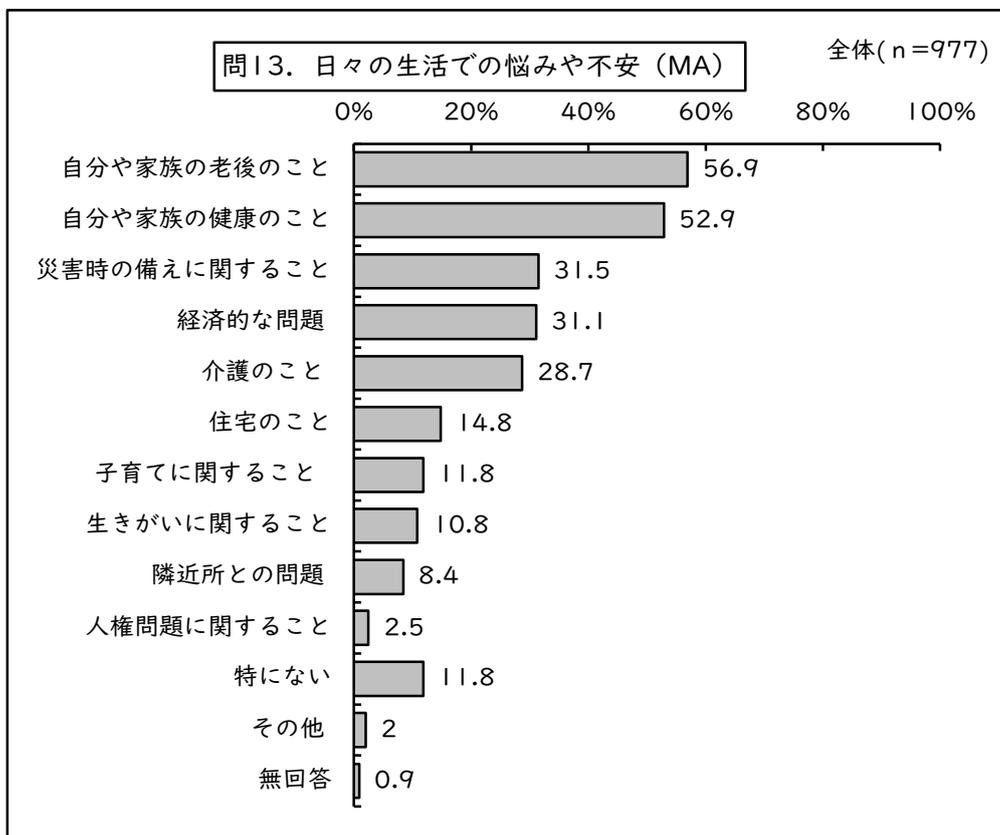
## 7. 地域行事などへの参加状況

- 地域行事などへの参加状況については、「都合がつけば、参加するようにしている」62.6%が最も多く約6割を占めています。一方、「これまで参加したことがないし、今後も参加するつもりはない」9.3%という考え方も約1割となっています。



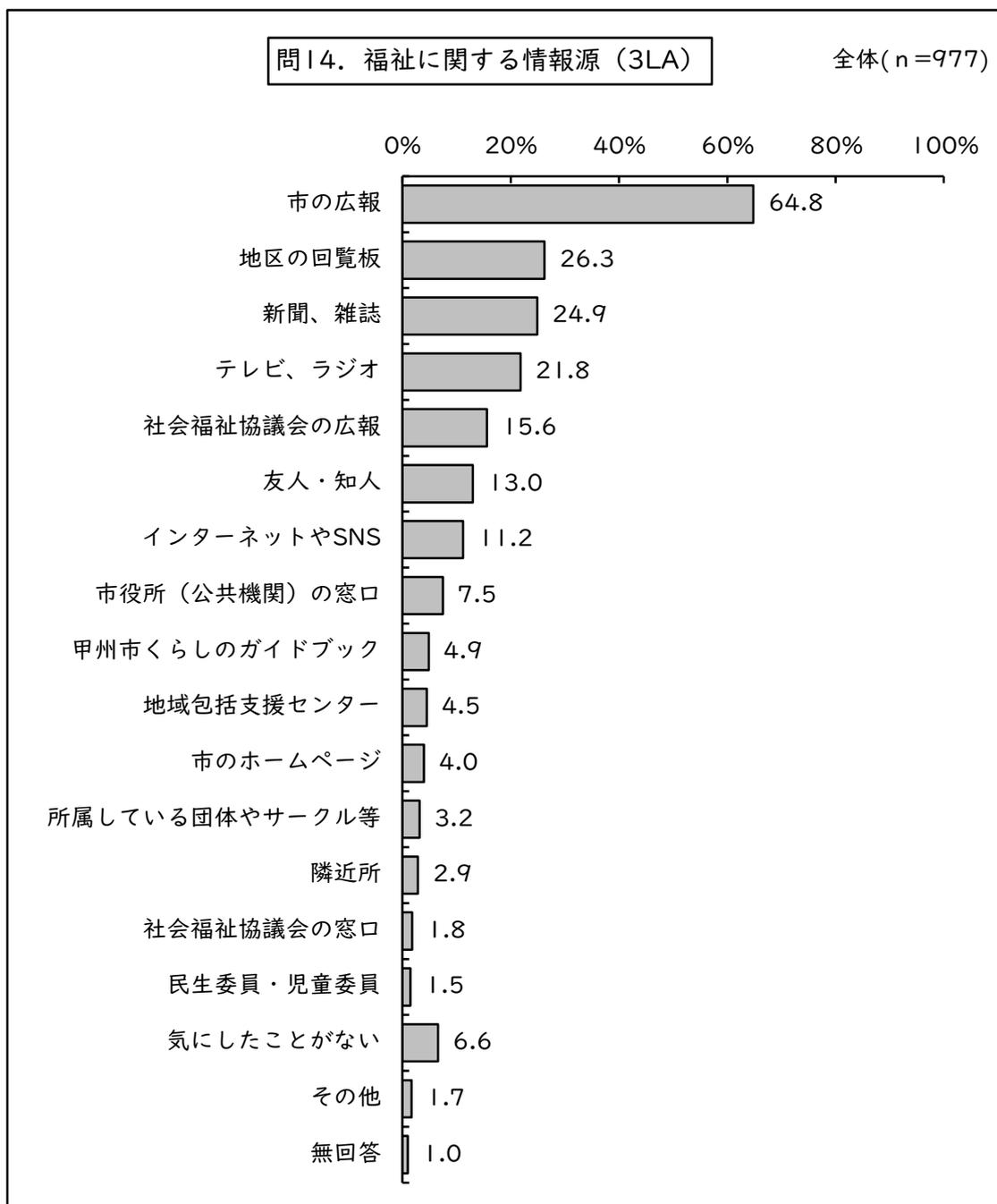
## 8. 日々の生活での悩みや不安

- 「自分や家族の老後のこと」56.9%、「自分や家族の健康のこと」52.9%がともに半数を超え、多くなっています。以下、「災害時の備えに関すること」31.5%、「経済的な問題」31.1%、「介護のこと」28.7%が約3割を占めています。また、「特にない」11.8%が約1割となっています。



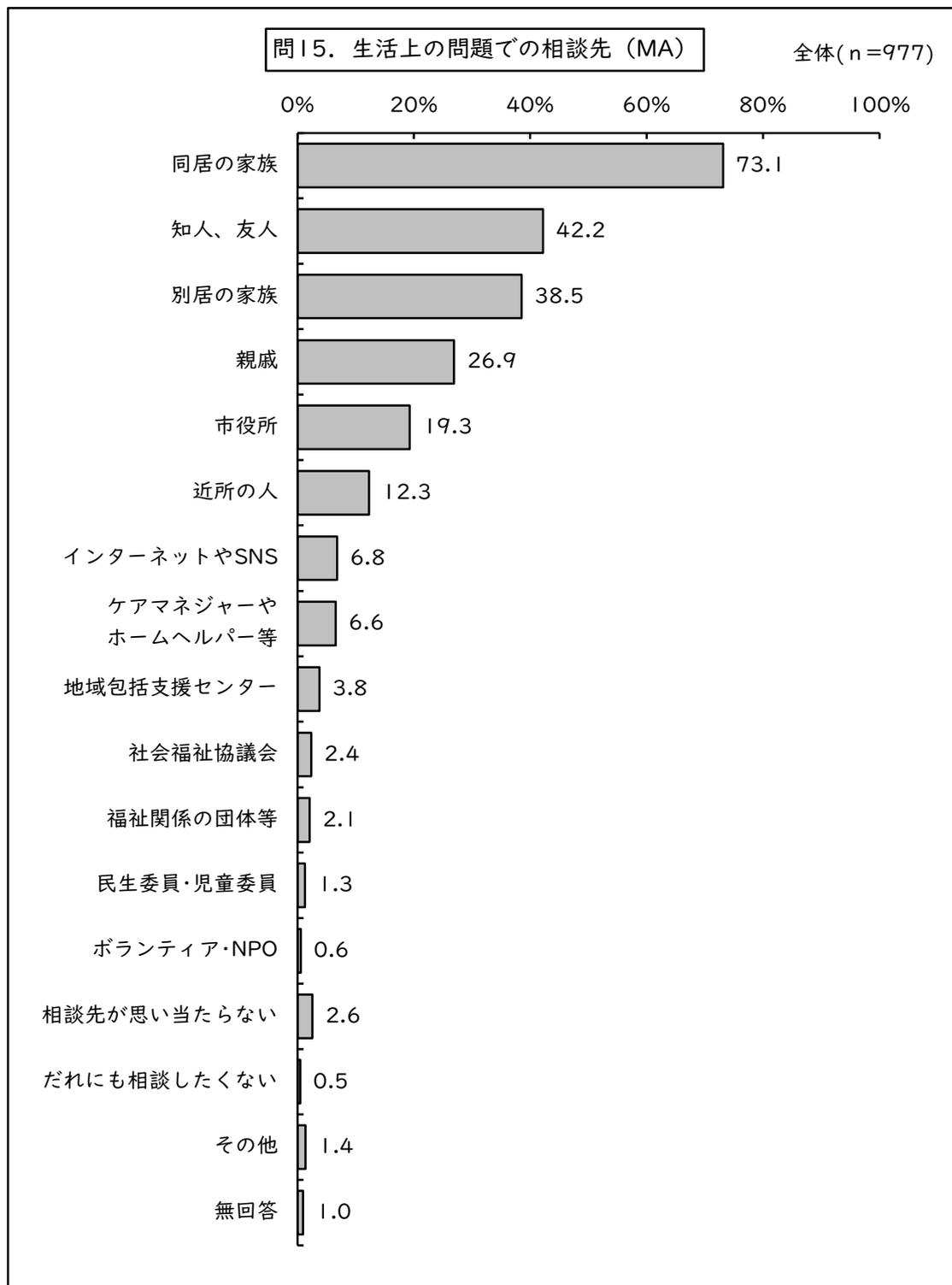
## 9. 福祉に関する情報源

- 福祉に関する情報源としては、「市の広報」64.8%が目立って多く、以下、「地区の回覧板」26.3%、「新聞、雑誌」24.9%、「テレビ、ラジオ」21.8%と続いています。



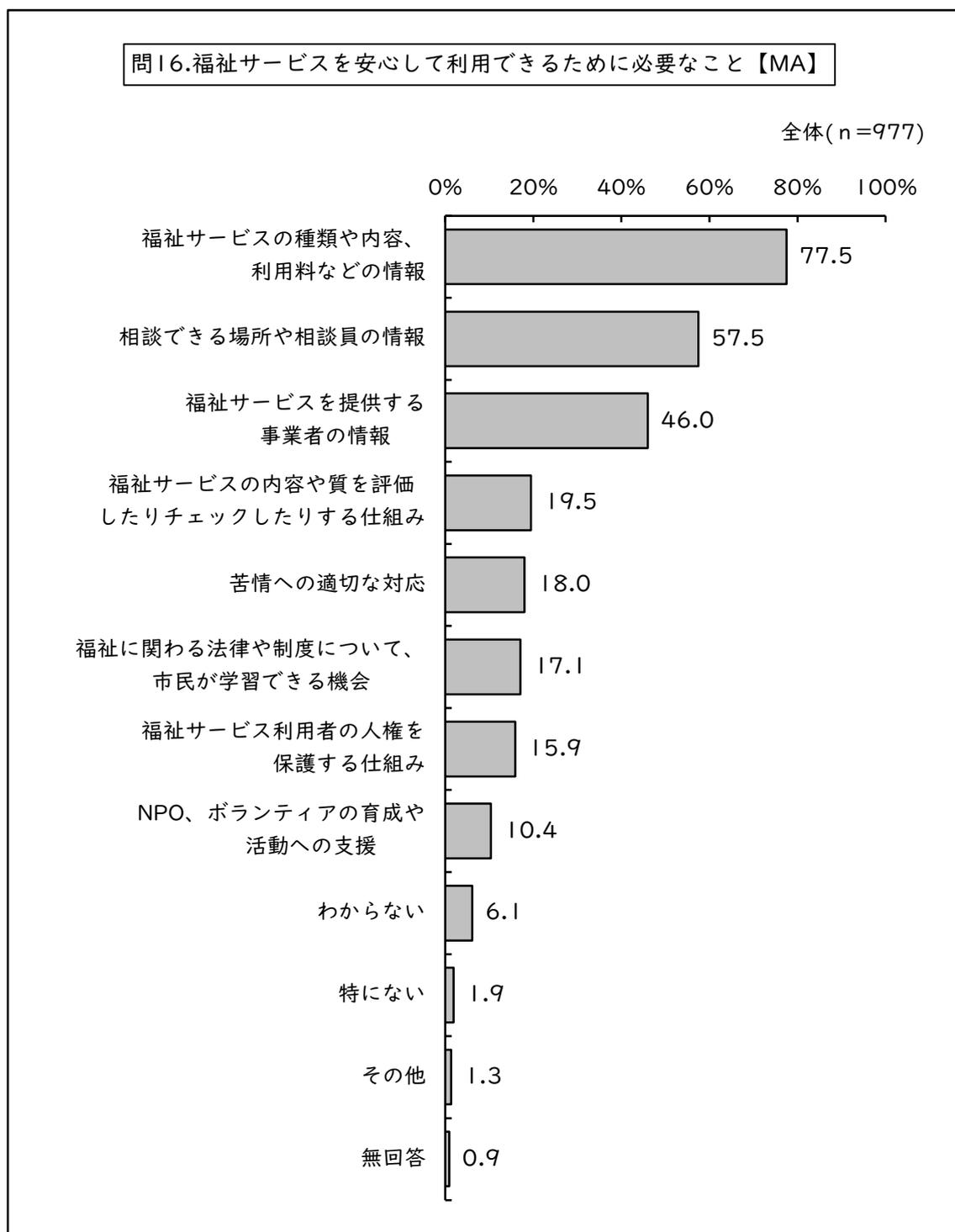
## 10. 生活上の問題での相談先

○相談先については、「同居の家族」73.1%が最も多く、以下、「知人、友人」42.2%、「別居の家族」38.5%、「親戚」26.9%と続いています。



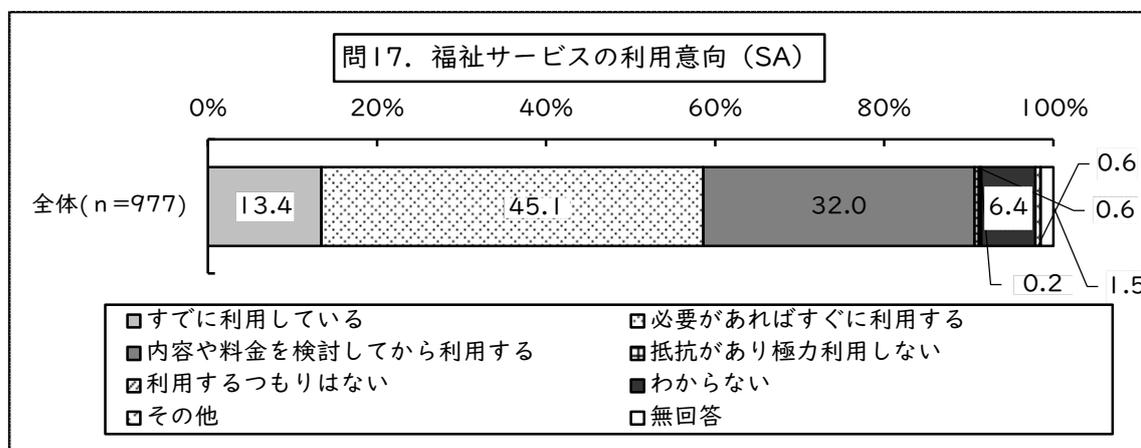
## 11. 福祉サービスを安心して利用できるために必要なこと

- 福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために必要なことは、「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」77.5%が最も多く、以下、「相談できる場所や相談員の情報」57.5%、「福祉サービスを提供する事業者の情報」46.0%と続き、この3項目に回答が集中しています。



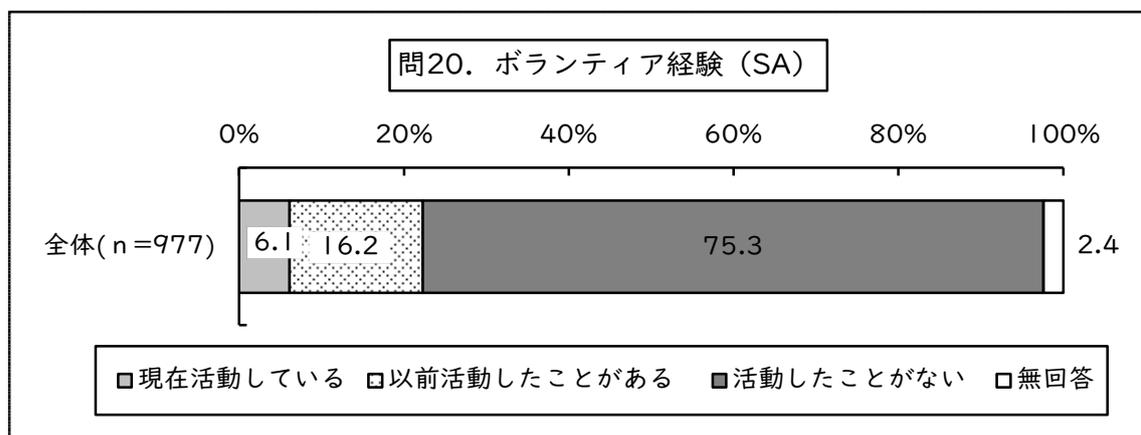
## 12. 福祉サービスの利用意向

- 福祉サービスの利用意向については、「すでに利用している」13.4%、「必要があればすぐに利用する」45.1%の利用意向が高い層が約6割、「内容や料金を検討してから利用する」32.0%とした条件検討後が約3割となっています。



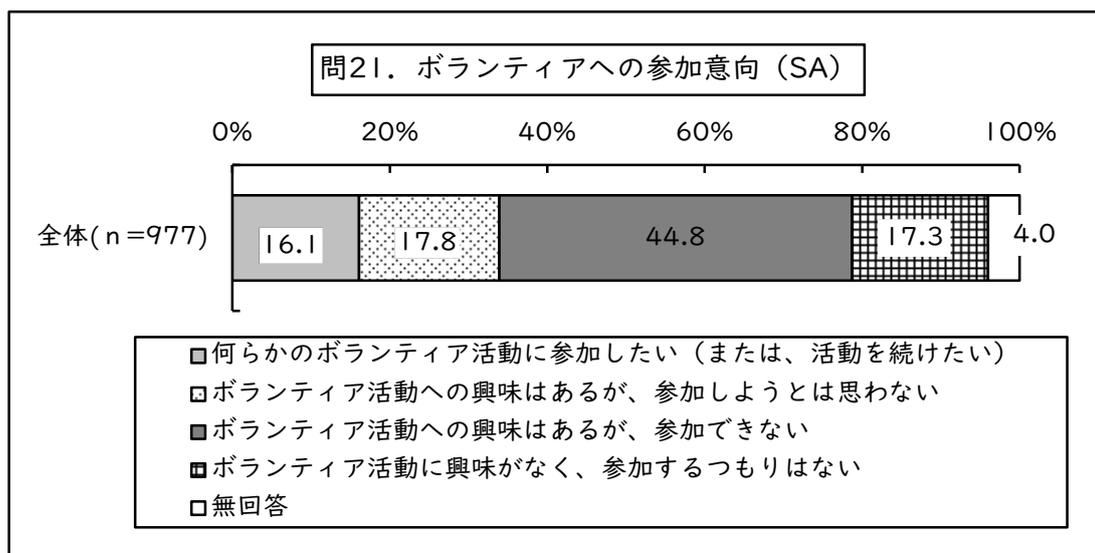
## 13. ボランティア経験

- ボランティア経験については、「活動したことがない」75.3%が最も多く全体の3/4となっています。「現在活動している」6.1%、「以前活動したことがある」16.2%で、活動経験としては全体の2割程度です。



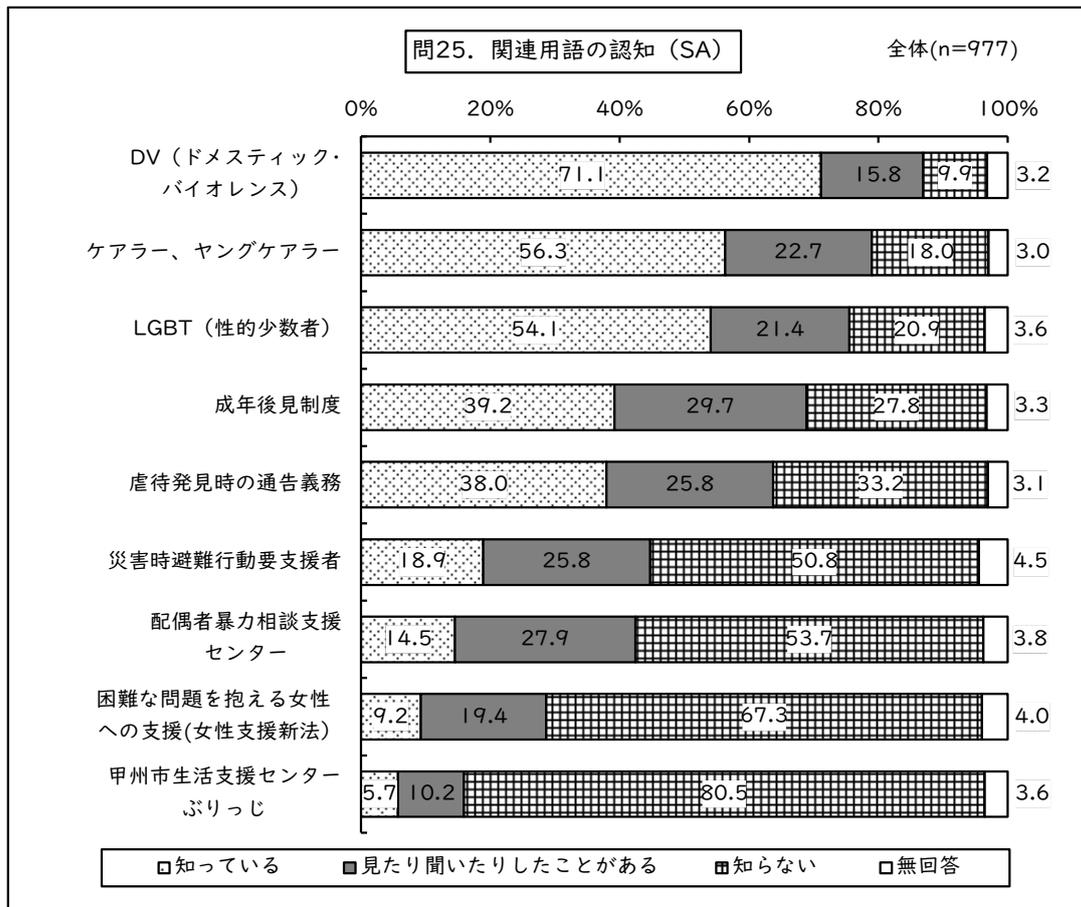
#### 14. ボランティアへの参加意向

○福祉分野のボランティア活動への参加意向については、「ボランティア活動への興味はあるが、参加できない」44.8%が最も多くなっています。「何らかのボランティア活動に参加したい(または、活動を続けたい)」16.1%、「ボランティア活動への興味はあるが、参加しようとは思わない」17.8%、「ボランティア活動に興味がなく、参加するつもりはない」17.3%の3項目が同程度の割合となっています。



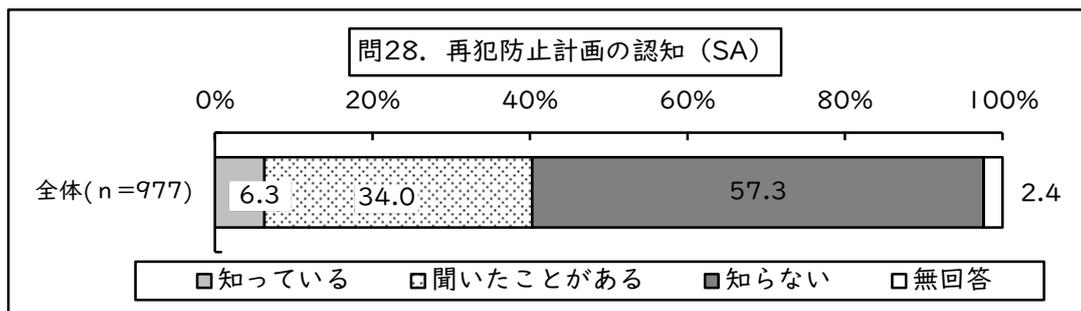
## 15. 福祉用語の認知

- 福祉に関連する用語の認知では、「DV（ドメスティック・バイオレンス）」71.1%、「ケアラー、ヤングケアラー」56.3%、「LGBT（性的少数者）」54.1%の3項目が50%を超えています。
- 一方、「災害時避難行動要支援者」、「配偶者暴力相談支援センター」、「困難な問題を抱える女性への支援(女性支援新法)」、「甲州市生活支援センターぶりっじ」の各項目は「知らない」が5割を超えています。



## 16. 再犯防止計画の認知

- 再犯防止計画については、全体では、「知っている」6.3%、「聞いたことがある」34.0%、「知らない」57.3%で、認知は5割以下となっています。



## 第3章 計画の基本方針

## 第3章 計画の基本方針

### 1. 計画の基本理念

計画では、第2次甲州市総合計画に示す本市の将来像や福祉の基本政策を踏まえるとともに、基本理念を「共につくる 支え合う安心と笑顔のまち」とし、誰もが互いを尊重しながら、地域住民と行政、関係機関や地域団体などが協力し、継続的に支え合える仕組みや環境、人づくりを推進することで、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

#### 【基本理念】

**共につくる 支え合う安心と笑顔のまち**

## 2. 計画の基本目標

### 基本目標1 地域全体で支援する仕組みづくり

安心して暮らせる地域の実現には、住民一人ひとりの協力と社会参加が必要です。また、公的施策の手が届きにくい人への支援には、行政や関係機関、専門家の連携が必要になります。様々な悩みを抱える人への精神的、経済的なセーフティーネットを構築し、その課題解決を図ります。

### 基本目標2 多様化する福祉ニーズへの対応強化

福祉制度や支援施策は年々充実させる方向で、様々な取り組みが進められています。福祉ニーズが複雑化・多様化するなかで、各人各様の生活上の困り事に対する支援も難しさを増しています。専門職による個別支援の他、包括的な連携体制の構築を目指します。

### 基本目標3 福祉を担う意識づくり・人づくり

少子高齢化社会はこれからも続き、生活上の支援や地域での見守りが必要な高齢者が増加します。地域福祉を推進するためには近隣の協力や理解が欠かせません。社会福祉協議会や関係団体等と連携し、支え合い意識の醸成や福祉への関心を高め、福祉人材の育成を進めます。

### 基本目標4 安心して生活できる環境づくり

防災や防犯においても地域のつながりが重要な要素になります。自然災害や犯罪による被害にあわないための情報提供の充実とともに、近隣での助け合いの意識づくりと体制整備に努めます。また、誰もが安全で暮らしやすい生活環境づくりのために、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

### 3. 計画体系

## 基本理念：共につくる 支え合う安心と笑顔のまち

#### 基本目標1 地域全体で支援する仕組みづくり

- 1) 地域住民による地域福祉の推進
  - (1) 地域での見守りネットワークづくりと地域支援の促進
  - (2) 社会参加と相互援助活動の促進
- 2) 声が届きにくい人への支援
  - (1) 貧困や経済的困窮への支援
  - (2) 制度の狭間の人に対する分野横断的な支援
- 3) 暴力や人権侵害を許さない社会づくり
  - (1) 暴力や人権侵害への対応
  - (2) 人権尊重に向けた意識啓発

#### 基本目標2 多様化する福祉ニーズへの対応強化

- 1) 相談体制の充実
  - (1) 専門機関等による相談支援の充実
  - (2) 相談窓口の充実と重層的支援体制の強化
- 2) 福祉サービスの充実
  - (1) 在宅医療や介護、生活支援の各種サービスの充実
  - (2) 地域包括ケアシステムの構築
  - (3) 移動手段の確保・充実
- 3) 権利擁護対策の充実・普及
  - (1) 成年後見制度の利用促進
  - (2) 利用者の権利擁護
- 4) 関係機関との連携強化
  - (1) 各種団体への支援と協働
  - (2) 組織・人材の育成支援

### 基本目標 3 福祉を担う意識づくり・人づくり

- 1) 福祉意識の向上
  - (1) 協働意識の醸成
  - (2) 知識の普及・啓発
- 2) 福祉に関する学習機会の充実
  - (1) 福祉学習の推進
- 3) 社会福祉協議会による地域福祉の推進
  - (1) 社会福祉協議会の機能強化
  - (2) 社会福祉協議会と地域の連携強化
- 4) ボランティア活動の充実
  - (1) ボランティア活動の普及・啓発
  - (2) 高齢者・障害者によるボランティア活動の推進
  - (3) ボランティア人材の育成

### 基本目標 4 安心して生活できる環境づくり

- 1) 防災・防犯への取り組み
  - (1) 防災活動の推進
  - (2) 防犯活動の推進
- 2) 誰もが住みやすいまちづくり
  - (1) ユニバーサルデザインへの配慮
- 3) 地域における交流機会の充実
  - (1) 地域行事を通じた交流の促進
- 4) 情報提供体制の充実
  - (1) 情報提供体制の充実

## 第4章 基本施策

## 第4章 基本施策

### 第1節 基本目標1 地域全体で支援する仕組みづくり

#### 1) 地域住民による地域福祉の推進

##### (1) 地域での見守りネットワークづくりと地域支援の促進

###### 【取り組みの方向】

介護予防教室や健康づくりの会で、高齢者の社会参加と健康増進に取り組んでいます。また、母子父子相談員や民生委員・児童委員等の協力により、地域での見守りや声かけによる支援体制づくりに努めています。少子高齢化の影響もあり、地域役員や組織・団体メンバーの高齢化も進み、活動が難しい状況も見られます。地域の支え合い活動の充実に向けて、意識啓発や活動の周知により参加者の増加に向けた取り組みを推進します。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)地域での見守りネットワークづくり	40	①高齢者の介護予防教室等で地域の見守り、支え合いの必要性について意識啓発を行います。	介護支援課
	41	②母子父子相談員によるひとり親家庭の訪問活動を行います。	子育て支援課 社会福祉協議会
	42	③民生委員児童委員や主任児童委員による見守り、声かけ活動を行います。	福祉総合支援課 社会福祉協議会
	43	④地域の健康づくり組織で「人のつながり」に関して検討を行うとともに、若い世代からの継続的なアプローチに取り組みます。	健康増進課
	44	⑤民生委員児童委員等に個人情報の取扱いと守秘義務、関係部署との連携方法について研修を行います。	社会福祉協議会
(2)高齢者等による地域支援の促進	47	①元気な高齢者が介護予防に関する知識を得て、地域活動へ活かすことを目的として、介護予防サポーターを養成します。	介護支援課
	48	②老人クラブ連合会を通じて、地域における友愛活動への積極的な参加を促します。	社会福祉協議会

## (2) 社会参加と相互援助活動の促進

### 【取り組みの方向】

障害者の社会参加機会の充実のために移動支援や各種教室の実施のほか、障害者の働く場づくりとして農福連携事業に取り組んでいます。また、甲州市生活支援サポート事業では、おたすけサポーターが高齢者の日常生活への手助けをする活動に取り組み、相互援助の推進を図っています。障害や年齢に関係なく、誰もが気軽に社会参加できる環境づくりを推進します。加えて、子育て支援関係機関等との連携や市民相互の子育て援助活動などを通じて、子育て中の親子の社会参加機会の充実に努めます。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)社会参加機会の充実	51	①障害者の社会参加の機会を確保するため、移動支援や陶芸、パソコン教室等のプログラムを実施します。	福祉総合支援課
	新	②障害者同士の交流機会の確保・充実に努めます。	社会福祉協議会
	49	③障害者の特性をみながら、障害者の雇用や社会参加の機会を広げ、農業を通じて障害者の働く場所・環境づくりや担い手不足等により遊休化している農地の有効活用などによる農福連携事業を推進します。	農林振興課 福祉総合支援課
	52	④高齢者の日常生活のちょっとした困りごとへの支援活動を行う高齢者おたすけサポートサービスのおたすけサポーターの養成、支援を行います。	介護支援課 社会福祉協議会
	53	⑤子育て中の親子が孤立しないよう、各種母子保健事業を実施する他、市内の子育て支援関係機関等と連携して社会参加の機会や居場所づくりを行います。	健康増進課 子育て支援課
(2)市民の相互援助活動の推進	50	①地域の中で、仕事と育児の両立等、安心して子育てできるよう、育児の援助をしたい人（協力会員）と援助を受けたい人（依頼会員）による相互援助活動を行います。（ファミリーサポート事業）	子育て支援課

## 2) 声が届きにくい人への支援

### (1) 貧困や経済的困窮への支援

#### 【取り組みの方向】

生活困窮者が自立した社会生活ができるよう、自立支援事業や困窮世帯の子どもへの各種支援などを実施しています。コロナ禍による経済の低迷から、生活困窮状態になる要因も複雑化し、支援体制も多様化する傾向にあります。今後も生活の再建と自立に向けて、関係機関と連携しながら困窮状態から早期脱却に向けた支援の充実と対応体制の強化に努めます。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1) 貧困や経済的な困窮への支援	73	① 経済的困窮・社会的孤立状態にある者に対する支援を行います。	福祉総合支援課
	74	② 「生活支援センターぶりっじ」において生活困窮者自立支援事業を実施し、支援の強化を図ります。	社会福祉協議会
	75	③ 貧困世帯の子どもが金銭的心配なく、学習の支援を受けられる事業を実施します。	福祉総合支援課

## (2) 制度の狭間の人に対する分野横断的な支援

### 【取り組みの方向】

引きこもりで悩む人や支援を受けていない障害者など制度の狭間にいる人がいます。また、生活の悩みを抱え希死念慮を持つ人もいますが、その様子に気付くことは大変むずかしくなっています。

潜在的な要支援者は自分から支援を求めることが少なく、また、複雑な生活背景が要因の場合もあります。課題解決に向けては、民生委員や地域の協力者、関係機関と連携した取り組みが求められます。地域で自立した社会生活を生きがいを持って送ることができるよう、継続的な支援体制の整備に努めます。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)制度の狭間の人に対する分野横断的な支援	76	①ひきこもり支援の相談窓口を設置し、複合化した課題を有する者に対して、民生委員、関係機関等と連携して支援を行います。	福祉総合支援課 社会福祉協議会
	77	②障害者手帳を持ちながら、何ら支援を受けていない潜在的な要支援者等に対して、関係機関が連携して支援を行います。	
	88	③施設からの退所や病院から退院する障害者が住み慣れた地域で生活できるよう、地域移行の支援を行います。	福祉総合支援課
	78	④自殺対策を総合的に行うための相談支援を中心とした拠点を設置します。	福祉総合支援課 社会福祉協議会
	79	⑤自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人を養成するためのゲートキーパー養成研修を行います。	

### 3) 暴力や人権侵害を許さない社会づくり

#### (1) 暴力や人権侵害への対応

##### 【取り組みの方向】

高齢者虐待防止・地域見守りネットワーク運営委員会や障害者虐待防止センターの取り組みの中で、住民組織や警察、医療機関など多様な関係団体と連携を図りながら、虐待への迅速で適切な対応に努めています。虐待の背景には、経済的な問題や家族関係など複雑な要因が関係することも多く、虐待に至る前の相談対応や情報提供も含めて虐待防止対策の一層の充実を図ります。

また、こども家庭センターを拠点に、子どもや保護者の課題解決に向けて、関係機関と連携しながら支援対策の強化に努めます。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)虐待防止ネットワークの推進	23 83	①関係機関と連携し対応できるネットワークの構築を図るとともに、地域包括支援センターで高齢者虐待防止や虐待発生後の対応を行います。高齢者虐待防止・地域見守りネットワーク運営委員会において高齢者虐待防止の課題・対策について協議します。	介護支援課 社会福祉協議会
	27 84	②障害者虐待防止センターを設置し、障害者に対する虐待への適切な対応と予防を図るとともに、虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題も踏まえた支援を行います。	福祉総合支援課 子育て支援課
	26	③障害者差別についての相談窓口を設置するとともに、障害者自立支援協議会において、障害者差別の解消についての協議を行います。	福祉総合支援課
	85	④こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の一体的支援及び要保護児童対策地域協議会を中心としたネットワークにより、虐待を予防するとともに、保護者が抱えている課題も踏まえた支援を行います。	子育て支援課 健康増進課
(2)人権侵害に関する相談の充実	86	①人権擁護委員が行う女性の人権ホットラインの啓発活動を行うとともに、合同相談、特設人権相談会などの各種相談窓口を開設します。	市民課
	87	②こども家庭センターを拠点に関係機関との連携強化に努め、DV被害者や困難な問題を抱える女性等の相談対応や一次避難、生活自立支援を推進します。	子育て支援課

## (2) 人権尊重に向けた意識啓発

### 【取り組みの方向】

人権啓発活動として広報やホームページなどへの掲載や相談事業、各種イベント等を実施しています。今後も継続的な啓発活動を進めるとともに、こどもから高齢者まであらゆる世代への人権教育の充実に努めます。

また、市では男女共同参画推進計画に基づき男女共同参画推進委員と連携しながら意識啓発に努めています。性的指向や性自認に関する社会的な認知度も近年高まり、パートナーシップ宣誓制度を令和3年に導入しました。個人の考え方を尊重し、性別、年齢、人種など様々な違いを認め多様性と人権の尊重が図られるまちづくりを推進します。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)人権尊重に関わる啓発・機会の充実	18	①人権啓発に関する活動として、市の広報への掲載や、人権擁護委員による相談活動を実施します。	市民課
	19	②人権に関する問題では、保育園児や小・中学生など幅広い年齢層をターゲットに学習活動の支援を行います。また、イベントなどでのパンフレットの配布等の啓発に取り組みます。	市民課
(2)男女共同参画の推進	20	①甲州市男女共同参画推進条例や第3次甲州市男女共同参画推進計画に基づき、市役所庁内が連携した施策を実施します。	市民課
	21	②甲州市男女共同参画推進委員会を中心としたイベントなど、市民の意識改革のための啓発活動を行います。	
	22	③市民に身近なテーマを取り上げ、男女共同参画への理解を深めるための取り組みを行います。	

## 第2節 基本目標2 多様化する福祉ニーズへの対応強化

### 1) 相談体制の充実

#### (1) 専門機関等による相談支援の充実

##### 【取り組みの方向】

市では地域包括支援センターや障害種別を問わない障害者総合相談窓口、こども家庭センターなどの相談窓口を設置し、対象者ごとの多様な福祉・保健ニーズに対応しています。相談内容は年々複雑化するとともに、コロナ禍の影響で対面相談が難しい期間もありましたが、市民への窓口周知と対応体制の整備に努めます。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)専門機関等による相談支援の充実	92	①地域包括支援センターが、地域の高齢者の健康や医療・福祉や、日々の生活に関することなど、様々な相談を総合的に行います。	介護支援課 社会福祉協議会
	93 新	②障害者基幹相談支援センターの設置により、障害のある方やその家族等が安心して地域生活を送れるよう総合的かつ専門的に支援するとともに、障害者差別解消、障害者虐待防止等の権利擁護についても一体的に行います。	福祉総合支援課
	94 101	③母子保健と児童福祉の両機能を併せ持つ「こども家庭センター」が子育て世帯等への総合的な相談援助を行い、すべての妊産婦と子育て世帯、こどもを切れ目なく一体的に支援します。	健康増進課 子育て支援課
	95	④健康増進計画、国民健康保険特定健康診査等実施計画、母子保健計画等に基づき、各種健康相談、健康教育、家庭訪問などを通じて市民の健康支援を行います。	健康増進課
(2)各種相談員による相談活動の充実と相互連携の強化	97	①心配ごと相談、法律相談を定期的を開催します。	社会福祉協議会
	98	②身体、知的、精神の3障害に対応した障害者相談員を設置します。	福祉総合支援課

## (2) 相談窓口の充実と重層的支援体制の強化

### 【取り組みの方向】

相談窓口で対応する内容は、介護、障害、子育て、虐待、経済的な困窮など様々な領域にわたります。相談内容についても既存の制度対応で可能なもの、要因が複合化しているため、訪問や状況確認と課題整理が必要なものなどもあり、福祉ニーズの多様化への対応力の強化を図る必要があります。

一方、各種支援制度等が増えた一方、市民にとっては複雑化しているとも捉えられている現状があります。どのような困りごとであっても、適切に担当課や関係機関につながる組織横断的な重層的支援体制の強化を構築します。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)相談窓口の充実と関係部署の連携強化	99	①地域包括支援センターの総合相談支援業務として、高齢者やその家族等からの様々な相談に対応するとともに、その居宅等を訪問し実態把握を行い、横断的な支援を行います。	介護支援課 社会福祉協議会
	100	②「なんでも健康相談」として、市民からの心身の健康に関する相談に応じるとともに、健康相談窓口の周知啓発に取り組みます。	健康増進課
(2)民間機関・施設等の相談体制の充実	102	①市民にとって身近な地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める場を整備し、地域の関係者等との連携による地域生活課題の把握を行う重層的支援体制整備事業を実施します。	福祉総合支援課
(3)民生委員・児童委員等への研修会や講習会の充実	107	①民生委員・児童委員連絡協議会、主任児童委員による児童福祉部会において、相談対応に関する情報提供や研修などを行います。	社会福祉協議会

## 2) 福祉サービスの充実

### (1) 在宅医療や介護、生活支援の各種サービスの充実

#### 【取り組みの方向】

高齢化が進むとともに高齢者夫婦のみ世帯や高齢者単身世帯が増加傾向にあります。高齢者も障害者も可能な限り、住み慣れた家と近隣関係の中で継続して生活が送れるよう、在宅医療や介護、生活支援の各種サービスの充実を図っています。一方、利用者の立場からは、福祉サービスの内容や費用についての関心が高いというアンケート結果を踏まえ、サービス利用に際しての分かりやすい情報提供に努めます。

また、介護人材の不足や福祉を取り巻く社会資源の確保について、関係者や事業者等と協働し充実を図ります。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)在宅福祉サービスの充実	117	①介護保険事業計画により、在宅医療・介護の連携、生活支援サービス、居宅サービスの推進を図ります。	介護支援課
	118	②障害者総合計画により、社会資源の状況等に応じ、優先度の高い地域の課題に重点的に取り組みます。	福祉総合支援課
	119	③子ども・子育て支援事業計画により、社会資源の状況等に応じ、優先度の高い地域の課題に重点的に取り組みます。	子育て支援課
(2)地域に密着したサービスの充実	120	①介護保険事業計画において、地域密着型サービスの推進を図ります。	介護支援課
(3)生活支援サービスの提供体制の推進	121	①誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせる社会の構築を目指し、多様な主体による生活支援サービスの構築や協議体の効果的運営により地域で支え合う体制づくりを推進します。	介護支援課 社会福祉協議会
(4)事業者の情報公開の促進	125	①事業者の情報公開制度により、事業所の情報提供がインターネットで行われており、利用者への積極的な利用を勧めていけるように、啓発に努めます。	福祉総合支援課 介護支援課

## (2) 地域包括ケアシステムの構築

### 【取り組みの方向】

高齢者地域ケア推進会議では各種専門部会からの意見を集約し、高齢者を地域で支えるための方策を関係機関と連携、共有しています。また、医療と介護の連携を進め在宅診療の充実を図っています。障害者の在宅支援については、峡東圏域地域生活支援拠点で広域連携での対応を進めています。

高齢者や障害者への支援や子育て支援を各種専門機関、支援団体等との連携と協力により地域全体で支える体制づくりを推進します。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)地域ケア マネジメント 体制の充実・ 地域包括ケア システムの構築	103	①高齢者地域ケア推進会議を推進し、在宅医療介護連携や権利擁護、介護保険事業者団体、地域の住民団体等との連携を深めることにより、地域包括ケアシステムの推進構築を図ります。	介護支援課
	104	②甲州市医師会、歯科医師会、薬剤師会等の会議を通じて医療と介護の連携推進に関わる事業等を共有する場を定期的に設けます。	健康増進課
	105	③母子保健、子育て支援関係機関等による会議において、地域全体で子育てを支援し、子どもが健やかに育つ仕組みづくりについて検討します。	
	106	④障害者自立支援協議会において、住み慣れた地域での安心した暮らしを継続するための峡東圏域地域生活支援拠点の運営方針について協議し、反映させます。	福祉総合支援課

### (3) 移動手段の確保・充実

#### 【取り組みの方向】

高齢化の進展に伴い、公共交通を利用する交通弱者の増加が予想されます。家から市街地への買い物、公共施設や病院などへの公共交通の利便性の向上が課題です。また、健康状態などにより移動ニーズも多様なことから、きめ細かいニーズ対応ができる交通システムや輸送サービスの検討が必要です。まちづくりと連携した公共交通の構築、生活密着型の公共交通や移動サービスの確立に努めます。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)移動手段の確保・充実	122	①公共交通機関の利用が困難な障害者に対して、地域生活支援事業において福祉有償運送を行います。	福祉総合支援課
	123	②移動が困難な障害者に対してタクシー券の交付を行います。	
	124	③デマンドバスなどの地域公共交通の充実を図ります。	市民課
	154	④高齢者や学生など交通弱者の移動手段の確保として、市民ニーズに合った公共交通機関の充実を図ります。	市民課

### 3) 権利擁護対策の充実・普及

#### (1) 成年後見制度の利用促進

##### 【取り組みの方向】

本市では社会福祉協議会権利擁護支援センターを後見中核機関として地域連携ネットワークの整備を進めています。親族後見人や市民後見人などの制度については、より一層の広報・周知の取り組みが求められます。今後、必要性が高まる分野であり、様々なニーズに対応できる組織体制や連携体制の充実に努めます。また、成年後見制度の運営・運用については、法令や規則に沿った専門的な知識が求められるため、人材の育成への取り組みを拡充します。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)成年後見制度の普及	23	①甲州市社会福祉協議会権利擁護支援センターを中核機関とし、権利擁護の地域連携ネットワークの整備を進めます。	福祉総合支援課 社会福祉協議会
	126		
	25	②甲州市社会福祉協議会権利擁護支援センターにおいて、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に対応します。	
	127		
	24	③山梨県が実施する市民後見人養成講座の修了者について、法人後見を実施する社会福祉協議会の後見支援員として実務経験を重ねるなど、市民後見人の活用を進めます。	
	128	④法人成年後見事業に取り組み、権利擁護が必要な方の成年後見人を受任します。	
	129	⑤地域包括支援センター等において成年後見制度について、正しい知識の普及を図ります。	介護支援課 社会福祉協議会

## (2) 利用者の権利擁護

### 【取り組みの方向】

令和2年度より、社会参加支援事業の新しい取り組みとして「意思決定支援」の類型を創設し、障害者の意思決定に配慮しつつその家族等に対する相談業務や成年後見制度等、障害者の権利保護に取り組んでいます。今後も社会福祉協議会を中心に権利擁護が必要な人の後見人候補となれるよう支援体制の充実に努めます。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)利用者の権利擁護	130	①苦情解決制度の周知に努め、苦情の解決を図ります。	福祉総合支援課
	131	②障害福祉サービス利用者の意思決定支援を推進します。	
	132	③判断能力が低下している方に対し、日常生活自立支援事業を通じて、各種援助を行います。	社会福祉協議会

## 4) 関係機関との連携強化

### (1) 各種団体への支援と協働

#### 【取り組みの方向】

コロナ禍においては活動制限があり、地域での各種取り組みが低迷した時期がありました。支え合いの地域づくりを推進するために、生活支援体制整備事業を推進する一方、地域支援コーディネーターの配置など地域単位での取り組みの充実と内容の周知に努めています。地域子育てサロンによる育児支援や障害者団体などの様々な当事者活動、市民活動と連携し、活動の周知や運営支援に努めます。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)各種団体の支援と連携強化	63	①生活支援体制整備事業では、高齢者への多様な日常生活上の支援体制の充実や高齢者の社会参加の推進をめざし、地域での課題解決における検討や協力を増やすための基盤づくりに取り組みます。	介護支援課 社会福祉協議会
	64 80	②地域子育てサロンを実施し、居場所作り、育児相談を行います。	福祉総合支援課 社会福祉協議会
	66	③障害者団体との連携を図り、その活動を支援します。	福祉総合支援課 社会福祉協議会
(2)福祉関係のNPO活動支援	67	①市民活動団体登録制度により、非営利活動法人や市民団体等の登録を行い、ホームページで紹介し、活動の支援を行います。	市民課
	68	②障害者、ひきこもりなどの当事者活動と連携し、活動の支援を行います。	福祉総合支援課

## (2) 組織・人材の育成支援

### 【取り組みの方向】

地域福祉課題の解決のためには、関係機関による連携や専門職の確保、地域住民やボランティア団体等との連携強化が必要です。社会福祉法人による地域における公益的な取り組みの推進により、福祉避難所の設置検討などを進めています。また、福祉ニーズの多様化に対応できるよう、研修機会の充実や専門職の確保・充実に努め、対応体制の整備を図ります。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)民間サービス事業者の誘導・育成支援	70	①社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進を図ります。	福祉総合支援課
(2)庁内等における人材の育成	71	①庁内の関係部署や関係機関における専門性を高めるため、研修機会の充実を図るとともに、必要な専門的人材の確保を図ります。	総務課
(3)重層的支援体制整備事業による包括的な相談支援体制の整備	72	①地域住民等との連携を図りながら支援関係機関によるチーム支援を行うため、相談支援包括化推進員を中心に、支援に関する協議及び検討の場を設けます。	福祉総合支援課

### 第3節 基本目標3 福祉を担う意識づくり・人づくり

#### 1) 福祉意識の向上

##### (1) 協働意識の醸成

###### 【取り組みの方向】

市ではこれまで「市民提案型協働のまちづくり補助金制度」に取り組み、地域事業の立ち上げサポートを行っています。また、健康づくり事業や支部社会福祉協議会活動として地域の団体と協力して取り組み、食生活の改善や総合健診の受診啓発、地域福祉活動の活性化に取り組んでいます。

コロナ禍の影響で地域活動に対する考え方の変化が見られますが、取り組み内容の広報・周知を図り、関係団体との協力体制を充実させ、市民活動としての浸透を図ります。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)地域福祉を通じた協働意識の醸成	1 2 3 45	①協働に関する指針と推進計画に基づいて、市民や団体、地域との協働を推進するため、「市民提案型協働のまちづくり補助金制度」等の周知と活用促進に努めます。	市民課
	4 46 65	②健康づくりを市民協働で進めるために、関連組織（健康づくり推進協議会、保健環境委員会、食生活改善推進員会、健康づくり地区組織等）と協働して、各種健康増進事業を実施します。	健康増進課
	5	③社会福祉協議会の支部活動を通じて、よりきめ細かい小地域での支え合い活動の推進と市民参加の機会を図ります。	社会福祉協議会
	39	④地域では、市民がお互いを信頼し助け合うために、基本的な人間関係や近所づきあいを築いていくことが大切であり、行政区や支部社会福祉協議会単位での市民の自主的な取組を推進します。	総務課 社会福祉協議会

## (2) 知識の普及・啓発

### 【取り組みの方向】

障害者週間や福祉まつりなどで障害や精神保健に関する啓発を行い、福祉への理解と関心を高め、市民一人ひとりがお互いに支え合い、助け合う意識の醸成を図ってきました。また、近年増加傾向にある認知症についての周知活動や認知症サポーター養成講座を開催し、地域での見守り体制の構築を進めています。加えて、発達障害に関わる研修実施や情報の周知に努めるとともに、支援者のスキルアップに取り組んでいます。

今後も、あらゆる機会を通じ、福祉に関する知識の普及・啓発や情報の広報に努める必要があります。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)福祉に関連する知識の普及・啓発	6	①障害や精神保健に関する知識の普及を図るための講座を開催します。	福祉総合支援課
	7 8	②甲州市障害者総合計画に基づき、普及啓発・理解促進事業を行い、障害に関する知識等の普及啓発を図ります。	
	9	③地域住民や企業、学校等を対象として、認知症の正しい理解を得て地域における見守り役となるための「認知症サポーター」養成を行います。	介護支援課
	10	④多様性を認め合い、必要なサポートを行えるよう、発達障害に関する普及啓発や支援者のスキルアップ研修を実施します。	福祉総合支援課 健康増進課
	11	⑤社会福祉大会や福祉まつりなどのイベントを通じて、広く市民への普及啓発を図ります。	社会福祉協議会

## 2) 福祉に関する学習機会の充実

### (1) 福祉学習の推進

#### 【取り組みの方向】

市内の全小学校で昔遊びの体験や伝統行事の講話を実施しています。中学校での総合的な学習の時間の地域学習において地域の方々の協力を得て、学校支援ボランティア等として郷土教育と多世代交流を実施しています。また、インクルーシブ教育システム構築のため関係者での検討や協議を進めています。

地域共生社会に向けて、子どもから高齢者まで全市民を対象に、福祉に関わる学習会や各種体験などの機会をつくり啓発に努めています。今後も学校や地域組織と連携しながら福祉についての学習機会の充実に努めます。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)学校教育における福祉教育の推進	12	①地域の伝統行事や、昔の遊び、地場産業に携わっている方々や生活用具の指導など、地域の方々と世代間交流による地域福祉の推進を図ります。	教育総務課
	13	②インクルーシブ教育 <sup>*</sup> や道徳の教科の中で学習の機会を提供します。 <sup>*</sup> 障害や病気の有無、国籍や人種、宗教、性別といったさまざまな違いや課題を超えて、全ての子どもたちが同じ環境で一緒に学ぶこと。	教育総務課
(2)福祉の心の醸成	14 15	①地域福祉に関心のある市民、学習意欲のある市民を対象に、地域づくりの拠点である公民館などにおいて、甲州市社会福祉協議会と連携を図りながら各種教室や講座を開催します。また、地域福祉に関する活動組織や学習機会などの情報提供を行います。	生涯学習課
	17	②地域共生社会に向けて、子どもから高齢者まで全市民を対象に「福祉」をテーマにした学習会や各種体験事業を開催し、福祉のこころの醸成を図ります。	社会福祉協議会

### 3) 社会福祉協議会による地域福祉の推進

#### (1) 社会福祉協議会の機能強化

##### 【取り組みの方向】

社会福祉協議会と毎月1回の月例会を行い、補助金や委託事業の進捗状況の確認や情報共有を行い福祉活動を推進しています。コロナ禍の影響により、地域における集いの場など対面機会が減少したため、低迷した事業もあります。その一方で、コロナ禍の制約にあっても事業展開をすることにより、多様な視点や発想、開催方法の工夫など新しいノウハウの蓄積にもつながっています。多様化する福祉ニーズに対応するため、事業の計画立案から実施、改善へのサイクルを通じて、より一層の提供サービスの充実を図ります。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)社会福祉協議会の機能強化	60	①定期的に意見交換及び事業実績の確認を行い、福祉活動推進のための連携を図ります。	福祉総合支援課 介護支援課
	61	②社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画をPDCA※サイクルにより効果的かつ着実に推進します。 ※Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）	社会福祉協議会

## (2) 社会福祉協議会と地域の連携強化

### 【取り組みの方向】

社会福祉協議会や地域の取り組みについて、社会福祉協議会だより「すまいる」や社会福祉協議会お知らせ版の発行により広く市民への情報提供に努めています。また、共同募金の配分金を活用し地域の防災備品整備による活動拠点の充実を進めました。

ふれあい・いきいきサロンでは、住民の自主的活動として支え合いの地域づくりが進められています。今後もサロンリーダーの養成や各種サロン活動への支援を通じ、地域の支援体制の充実に努めます。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)地域との連携強化	62	①社会福祉協議会の活動内容が市民に十分理解され、協力が得られるよう、情報提供の充実・促進を図ります。	福祉総合支援課 社会福祉協議会
	91	②共同募金の配分金を活用し地域における活動拠点の充実を図ります。	社会福祉協議会
	59	③誰もが地域で気軽に楽しく集える「交流の場」として、ふれあい・いきいきサロン活動を推進します。	社会福祉協議会

## 4) ボランティア活動の充実

### (1) ボランティア活動の普及・啓発

#### 【取り組みの方向】

ボランティアだよりを年12回発行し、甲州市全戸に配布しています。また、ボランティア事務所と社会福祉協議会のボランティアボードを毎月定期更新しボランティア活動の情報提供と普及・啓発に努めています。

夏休みボランティア体験学習として、小・中・高校生に対して施設での体験学習や育児ボランティア体験等の事業を行うとともに、ボランティア活動への助成金の交付や福祉講話、福祉体験など福祉教育に係るプログラムの提供を行いボランティア活動意識の向上を促進します。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)ボランティア活動の普及・啓発	29	①ボランティアだよりの発行やボランティアボードの活用などに加え、様々な機会を通じてボランティア活動の普及・啓発を行います。	社会福祉協議会
(1)青少年のボランティア活動の推進	30	②小・中・高校生のボランティア活動の推進を図るため、夏休み期間中に体験学習事業を実施します。	社会福祉協議会
	31	③各学校に対し、ボランティアに関する活動費の一部を助成するとともに福祉教育に関するプログラムを提示するなど活動を支援します。	

## (2) 高齢者・障害者によるボランティア活動の推進

### 【取り組みの方向】

峡東圏域で開催される障害者のピアカウンセリングセミナーを支援しています。障害者の社会参加の一環として、障害者が講師として地域の福祉講話に参加しています。

ボランティア活動を社会参加の取り組みとして捉え、高齢者や障害者が活動に参加することで、人々との交流の場を持ち、楽しみや生きがいにつなげることができるよう、今後もボランティアメニューを充実し、誰もが取り組みやすい環境づくりを進めます。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)高齢者、 障害者のボラ ンティア活動 の推進	32	①障害者自身が行うピアカウンセリングセミナーの開催を支援します。	福祉総合支援課
	33	②障害者の社会参加の機会として、福祉講話等の講師としての参加を推進します。	社会福祉協議会
	34	③高齢者のボランティア活動の選択肢を増やし、テレフォ ンボランティアなどの気軽に参加できるボランティアメ ニューの充実に努めます。	

### (3) ボランティア人材の育成

#### 【取り組みの方向】

社会福祉協議会ではボランティア連絡協議会と連携し、ボランティアに関する各種養成・入門講座や研修を開催し、ボランティアの育成に取り組んでいます。市民向けの福祉体験学習を令和4年に開催し、受講者に福祉教育サポーターとして市内小・中学校における福祉教育の支援に協力頂いています。

ボランティアの各種団体等と連携を図り情報共有を進めることで、ボランティアニーズのマッチングに努め、ボランティアコーディネーターによる活動支援を充実します。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)ボランティアの資質向上	35	①既存のボランティアに対するフォローアップ研修を開催します。	社会福祉協議会
(2)ボランティア講座、体験事業の充実	36	①地域に積極的に出向き、福祉ニーズの把握に努め、各種講座の開催と体験機会の提供に努めます。	社会福祉協議会
(3)ボランティアセンターの機能充実	37	①ボランティア活動に意欲のある市民や団体などのボランティア登録を推進します。	社会福祉協議会
	38	②ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の支援・充実に努めます。	

## 第4節 基本目標4 安心して生活できる環境づくり

### 1) 防災・防犯への取り組み

#### (1) 防災活動の推進

##### 【取り組みの方向】

自然災害の避難行動の基本となるハザードマップを全戸配布しています。避難行動要支援者については、地域の関係者と情報を共有し、対象者に対して制度の周知と支援者名簿への登録を促進しています。

近年、防災に関わる知見や制度の変更も多く、ハザードマップや各種避難マニュアルについても適宜改定を進めます。また、避難行動要支援者個別避難計画を策定し避難訓練等での検証に基づいて避難行動や避難所運営方法を検討します。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)市民の防災意識の高揚	133	①ハザードマップを各戸配布し、危険箇所と避難所の周知を行います。	総務課
	134	②各地区の実情や、避難行動要支援者の状況に応じて福祉避難所を指定します。	福祉総合支援課
	140	③各種母子保健事業を通じて、子育て世帯の災害時の備えや対策について意識啓発を行います。	健康増進課
	135 146	④自主防災組織の活動を支援し、地域防災力の充実・強化を図ります。	総務課
(2)災害時要援護者ネットワークの構築	136	①避難行動要支援者名簿登録制度についての周知を図り、対象者の名簿登録を促進します。	総務課
	144		
	137 138	②消防本部、行政区役員、民生委員等の避難支援等関係者と避難行動要支援者名簿の情報共有を継続し、地区内の要援護者の把握を依頼します。	
(3)災害時要援護者への支援	141	①視覚障害者や聴覚障害者には戸別受信機の配布を行い、情報提供を行います。	総務課
	139	②庁内関係各課で協議・連携し、避難行動要支援者個別避難計画の策定を促進します。	
	142		
	143		

## (2) 防犯活動の推進

### 【取り組みの方向】

警察署と協力し、還付金詐欺や年金詐欺と思われるような案件が警察署管内で発生しそうな際には、防災行政無線・メール・ラインにて注意喚起を行っています。高齢者を対象にした介護予防教室等における啓発活動により、電話詐欺の抑止及び消費生活トラブルの未然防止に繋がっています。

安全安心な消費生活の向上を目指し、警察等の関係機関と連携を図りながら、詐欺等のトラブルにあわないための啓発活動、相談活動の推進が求められます。

また、警察と連携して市消防団による防犯診断の実施や果樹の出荷時期にJ A等と連携し果樹盗難防止パトロールを実施しています。今後も更に農産物盗難防止の取り組みを進めていきます。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)地域防犯ネットワークの構築	146	①警察と協力し、管内で発生しそうな案件がある場合には、防災行政無線にて注意喚起を行います。	総務課
	147	②消費生活協力員による高齢者を中心とした啓発活動を警察と連携して行います。	市民課
	148	③消費生活相談員を配置し、電話や窓口で専門的な相談を行います。	
(2)地域における防犯パトロール組織の整備	149	①警察署と連携し、1軒1軒を回り、戸締まり、車の施錠等の確認をする防犯診断や、果樹の盗難防止パトロールを行います。	総務課

## 2) 誰もが住みやすいまちづくり

### (1) ユニバーサルデザインへの配慮

#### 【取り組みの方向】

市の玄関口でもある塩山駅南口広場は、ユニバーサルデザインに配慮した整備を行い令和4年度に完成しました。山梨県障害者幸住条例に基づいて、バリアフリー新法の対象とならない小規模建物のうち、障害がある人の日常生活や社会生活と密接な関係のある建物を特定施設と位置づけ、福祉のまちづくりを推進します。

すべての市民が地域で安心して暮らせるよう、まちづくりのユニバーサルデザイン化に向けた計画的な取り組みが必要になります。今後も引き続き、施設等の整備・改修の際にはユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくり	90	①地域における活動拠点の確保・充実のため、今後、個別施設計画に基づいた改修を行う際には、バリアフリー化やユニバーサルデザインの採用を行うなど、既存公民館施設の有効活用を図ります。	生涯学習課
	152	②道路や施設等の整備・改修する際には、ユニバーサルデザインを取り入れ、多様な利用者の意見やニーズに配慮した暮らしやすいまちづくりを進めます。	建設課
	153	③山梨県障害者幸住条例に基づき、バリアフリー新法の対象とならない小規模建物のうち、障害がある人の日常生活や社会生活と密接な関係のある建物を特定施設と位置づけ、福祉のまちづくりを推進します。	福祉総合支援課

### 3) 地域における交流機会の充実

#### (1) 地域行事を通じた交流の促進

##### 【取り組みの方向】

地域行事は住民同士の交流や多世代のふれあい機会として重要ですが、コロナ禍で活動は大きな制約を受けました。加えて、少子高齢化や核家族化、地域の結びつきの低下など社会の変化に伴い、世代間交流の機会が少なくなっています。

市では、わだつみ平和文庫ボランティアガイドによる小中学生に向けた平和教育や各学校で高齢者との交流活動などが行われています。

今後も学校での郷土学習の機会や農業体験機会の充実や公民館活動を通じた社会教育活動等を通じて、世代間の交流や近隣住民同士の交流の活性化を促進します。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)地域行事を通じた住民交流の促進	54	①地域において昔からの行事の開催や地域のイベントを企画・開催する取組を支援するとともに、地域での市民相互の交流やふれあいの機会づくりに努めます。	生涯学習課
(2)世代間交流の促進	55	①わだつみ平和文庫ボランティアガイドを活用した戦争体験の学習会など学ぶ機会を実施し、世代間の交流を図ります。	生涯学習課
	56	②公民館活動や社会教育活動及び青少年育成活動、スポーツや読書を通じた活動の中で、世代間の交流事業を実施します。	
	57	③市内の小学校において、世代間交流事業を実施します。	社会福祉協議会
	58	④市内小学校で実施する世代間交流事業を推進し、活動費の一部を助成し、取り組みを支援します。	

## 4) 情報提供体制の充実

### (1) 情報提供体制の充実

#### 【取り組みの方向】

市の広報等による情報内容の充実とともに、ホームページや市公式 SNS 等の充実による情報の発信方法の多様化にも取り組んでいます。教育現場では、小学校入学児童の全家庭に「家庭教育・子育て Q&A」を配信しています。

一方、地域福祉に関わるものでは、民生委員・児童委員連絡協議会による情報提供と情報共有に努めています。また、社会福祉協議会では、社会福祉協議会だより「すまいる」での広報の他、ホームページや SNS、YouTube などによるイベント等の情報発信に取り組んでいます。

障害者の情報アクセス環境の確保については、手話通訳や要約筆記等の派遣継続や情報通信技術(ICT)を有効活用した情報伝達手法の多様化に対応することで、情報格差を解消し障害者が必要な情報を確実に得られるよう努めます。

施策の方向	NO	施策の概要	担当
(1)情報提供体制の充実	108 115	①各課から市政情報を収集し、広報等による情報提供の充実を図ります。	政策秘書課
	109 116	②ホームページによる情報提供を充実するとともに、住民ニーズに対応した情報発信に努めます。	総務課
	96	③家庭教育・子育てに関するアドバイス集である「家庭教育・子育て Q&A」を ICT 端末にて配布し、活用します。	教育総務課
	110	④民生委員・児童委員連絡協議会の地区定例会で情報提供を行います。	福祉総合支援課 社会福祉協議会
	111	⑤社会福祉協議会として、社会福祉協議会だより、社会福祉協議会お知らせ版を発行し、ホームページの内容を充実します。	社会福祉協議会
	112 113 114	⑥障害の特性に配慮した情報提供の充実や各種情報伝達ツールの導入、給付等により情報アクセス環境の確保に努めます。	福祉総合支援課

## 第5章 推進体制

## 第5章 推進体制

### 第1節 計画の推進

#### 1) 市民、地域、行政の協働による計画の推進

地域の多様な課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、対応していくことが必要です。住み慣れた地域で、共に支え合い、助け合いながら安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政等がともに連携・協働しながら、計画を推進します。

#### 2) 地域づくりを進めるための区域

市では、基本的に地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための区域を行政区単位として取り組んでいます。なお、障害者の支援については、障害者の就労や社会参加が広域にわたることから、峡東圏域（山梨市、笛吹市、甲州市）を単位として取り組むことがより効果的な施策については、峡東圏域として取り組みます。

市においては、市内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係部局における連携と情報共有に努めます。

甲州市社会福祉協議会では、地域住民、福祉活動団体、ボランティア団体等と連携しながら、実践的な地域福祉の推進に取り組むため、地区社協を単位として取り組みます。

#### 3) 社会福祉協議会との連携

甲州市社会福祉協議会では、地域住民、福祉活動団体、ボランティア団体等と連携しながら、実践的な地域福祉の推進に取り組んでいます。

本計画と甲州市社会福祉協議会の「甲州市地域福祉活動計画」は、車の両輪の関係にあり、理念と課題を共有しながら、連携を強化し、地域福祉の推進に努めます。

## 第2節 計画の周知と進行管理

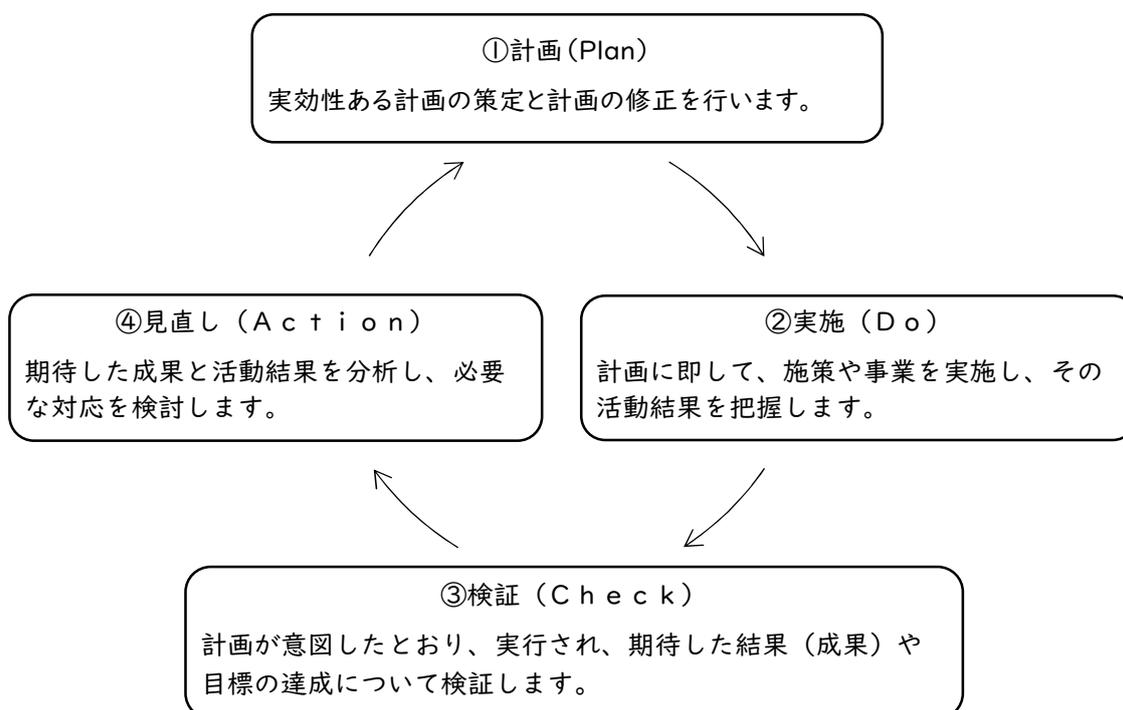
### 1) 計画の周知

地域福祉を推進するうえで、本計画の考え方や施策の展開方向について、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など全ての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市のホームページなどへの掲載や各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、計画を広く市民に周知します。

### 2) 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価したうえで（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。



## 再犯防止推進計画

# 再犯防止推進計画

## 1. 策定の趣旨

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居、頼れる身寄りがない等の生活上の課題や薬物やアルコール等への依存など様々な課題を抱えている者が多く存在します。その人たちを社会から排除、孤立させることなく、地域の一員として受け入れる環境づくりや支援体制づくりが求められます。国、県、市、民間団体やその他の関係者で連携、協力し、「立ち直りを支える社会」の実現に努める必要があります。

再犯防止施策は、就労、住居、保健医療、福祉等の様々な分野の関わりが必要になります。そのため、市の様々な部局による協力と各種事業との連携を持った推進が必要です。本計画は、市の様々な事業に再犯防止（犯罪をした者等の社会復帰促進）の視点を反映するよう努めるとともに、誰もが暮らしやすい「安全・安心な地域づくりの推進」を図るためのものです。

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」であり、甲州市では地域福祉計画に包含して策定しています。

なお、再犯防止施策はあくまで罪を犯したと認められる者を対象とするものであり、犯罪をした者等の範囲について以下の附帯決議があります。

本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分を審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

## 3. 計画期間

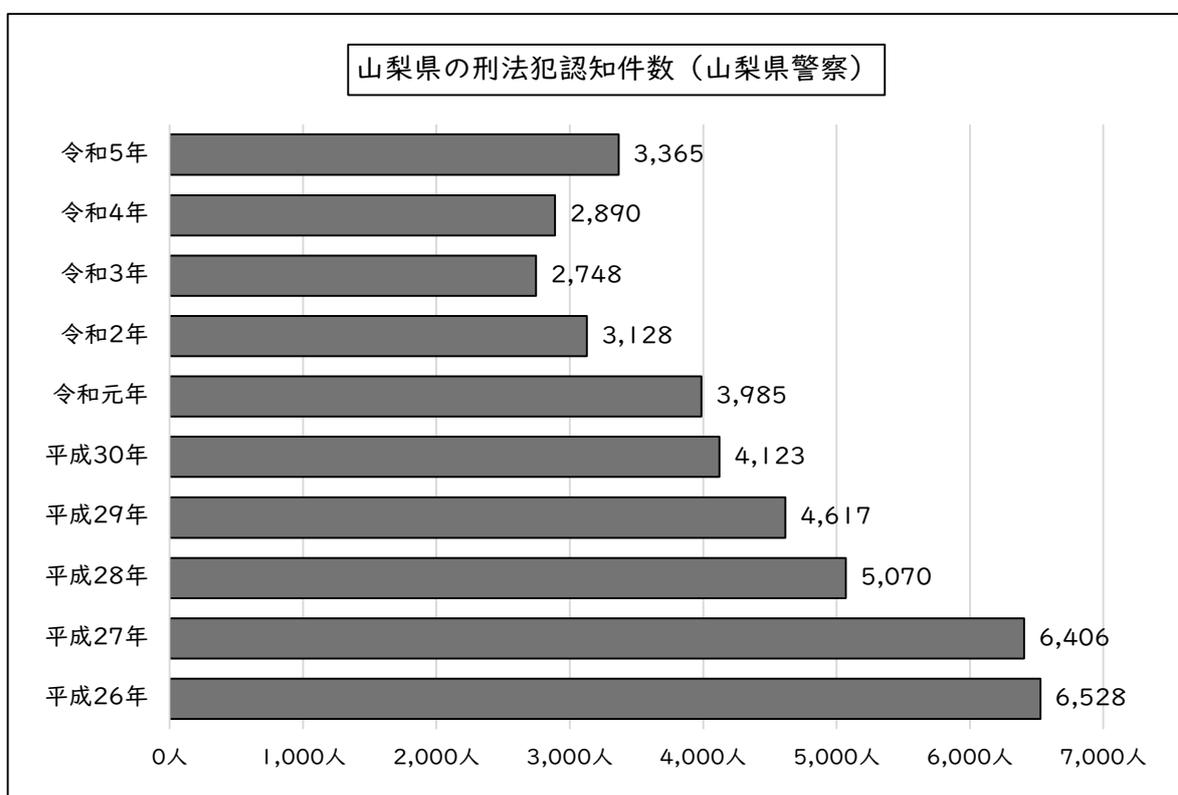
計画期間は令和7年度から令和11年度の5年間の計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や制度の大幅な改正、関連計画との整合性等を考慮して、必要に応じて柔軟な見直しを図るものとします。

#### 4. 地域における犯罪の発生状況

山梨県の刑法犯の10年間の認知件数は、平成26年の6,528人、平成27年の6,406人から平成28年には5,070人と急激な減少となり、その後も減少傾向で推移してきました。

令和3年に2,748人まで減少したものの、令和4年以降は、増加傾向での推移となっています。

また、令和4年に検挙された人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は51.0%で全国4番目の高さでした。令和5年は45.8%（全国平均47.9%）と全国26番目で減少しましたが、検挙された人の半数近くが再犯者という状況が続いています。

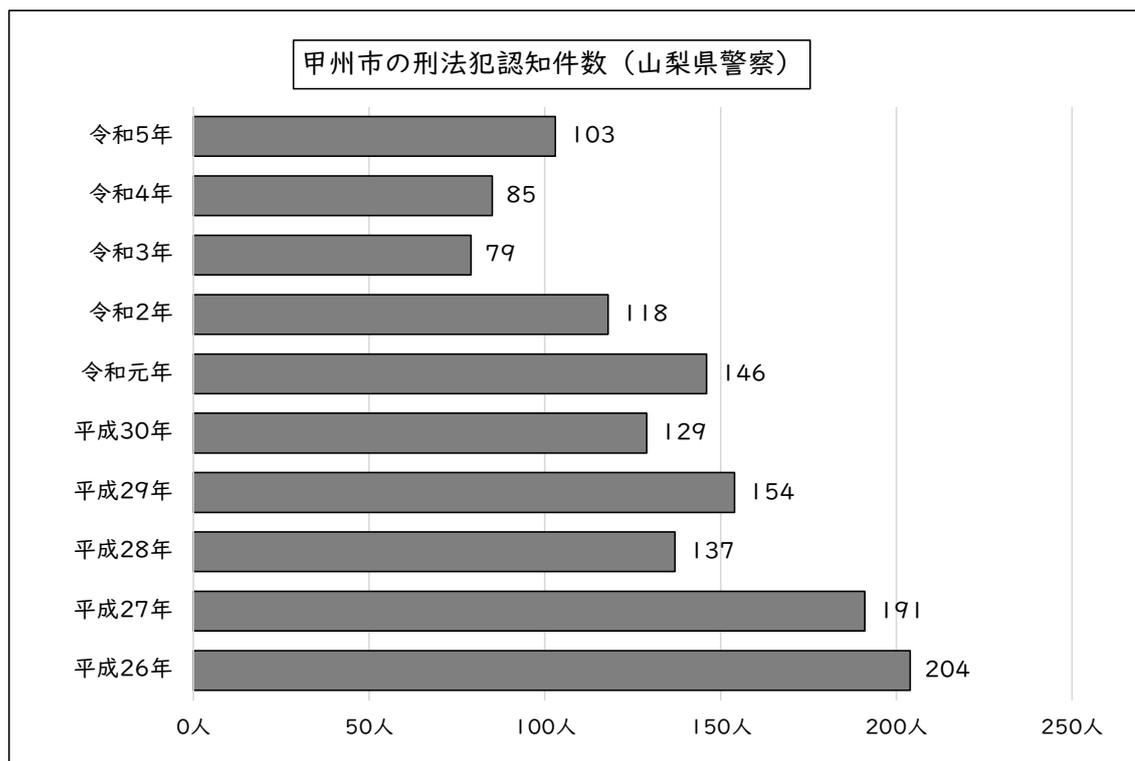


資料:山梨県の犯罪統計・令和5年版（山梨県警察）

甲州市においても、県と同様の傾向で平成26年の204人、平成27年の191人から平成28年には137人と急激な減少となり、その後も増減を繰り返しつつも減少傾向で推移してきました。

令和3年に79人と2桁台まで減少したものの、令和4年以降は、増加傾向での推移となっています。

一方で、再犯者率は令和4年が14.1%で、令和5年が5.8%と減少していますが、検挙された人の一定数が再犯者という状況が続いています。



資料:山梨県の犯罪統計・令和5年版(山梨県警察)

## 5. 計画の基本方針

国は、令和5年3月「第二次再犯防止推進計画」を策定しました。

その中で、「犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため」として、「5つの基本方針」を定めています。

### 【国の第二次再犯防止推進計画における5つの基本方針】

- ①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

また、支援に向けての基本的な方向性として、「息の長い支援」「地域の支援連携拠点の構築」「国・地方公共団体・民間協力者等の連携」の3点を掲げ、長期的で多様な連携による支援を推進することとしています。

#### 【国の第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性】

- ①犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ②就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

本市では、国の「第二次再犯防止推進計画」および「山梨県再犯防止推進計画」を踏まえ、次のような基本方針により施策を推進します。

#### 【甲州市再犯防止推進計画 基本方針】

- 1. 再犯防止に対する理解の促進
- 2. 就労・住居の確保
- 3. 保健・医療・福祉サービスの利用促進
- 4. 学校等と連携した非行防止と就学支援
- 5. 関係機関との連携強化

## 6. 取り組み施策

### 1) 再犯防止に対する理解の促進

#### 【現状と課題】

計画策定の際に実施した市民アンケートで、「再犯防止推進計画」の認知は「知っている」6.3%、「聞いたことがある」34.0%、「知らない」57.3%の結果でした。再犯の防止等に関する認知や理解は高くない状況で、また、犯罪をした者等への偏見が無いとは言えない現状です。

再犯や再非行を少なくするために、社会において孤立すること無く地域の一員になれるよう、市民一人ひとりの理解や協力が必要になります。そのためには、再犯防止活動に対する取り組みや支援活動に関わる地域の団体等の周知を図り、市民の理解と関心を高めていく必要があります。

#### 【取り組みの方向】

NO	施策の概要	担当
①	市のホームページや広報、イベント等の様々な機会を通じて再犯防止推進についての周知と意識啓発を推進します。	福祉総合支援課
②	再犯防止啓発月間を利用し、社会を明るくする運動の啓発活動とともに、地域の事業所や学校、スーパーなどで啓発活動を実施します。	福祉総合支援課
③	人権意識の啓発として市内の保育所、小中学校における人権教室や人権擁護相談員による定例相談会、特設相談会などの相談活動を実施します。	市民課

### 2) 就労・住居の確保

#### 【現状と課題】

帰る場所や住む所が確保されていない刑務所出所者は、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約1.8倍の再犯率（出所後2年以内再入率/令和元年出所者）となっています。また、就労についても無職者は有職者の約2.6倍の再犯率（保護観察対象者の再犯率/令和3年）となっています。

就労と住居は社会生活を営む上での基盤であり、就労支援や住宅の確保についての情報提供や関係機関との連携による支援体制の整備が求められます。

【取り組みの方向】

NO	施策の概要	担当
①	障害者就業・生活支援センターとの連携や生活困窮者自立支援制度などの福祉的支援制度の活用、犯罪をした者等の状況に応じた専門機関の紹介等により適切な自立支援に結びつけます。	福祉総合支援課
②	生活困窮者自立相談窓口において、住居の確保に向けた相談支援を行うとともに、犯罪をした者等の状況に応じ、生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業を実施します。	福祉総合支援課 社会福祉協議会
③	協力雇用主制度の広報や関係機関との連携により、就労先の充実、確保を図ります。	NPO 法人 山梨県就 労支援事業者機構

3) 保健・医療・福祉サービスの利用促進

【現状と課題】

高齢者の再入率（出所した受刑者のうち、2年以内に刑務所に再入所する割合）は他の世代に比べて高く、また、障害のある受刑者の再犯までの期間が短くなる傾向があります。高齢であること、疾病や障害があることは、就労し自立した生活基盤を作ることを難しくします。高齢者や障害者で福祉的支援が必要な場合は、それぞれの生活状況を把握し、福祉支援や福祉サービスにつなげる必要があります。

また、犯罪の要因が薬物やアルコール、ギャンブル等の依存によるものは、専門機関や民間団体との連携による対応が求められます。

【取り組みの方向】

NO	施策の概要	担当
①	矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害者に関して、地域生活定着支援センターが実施する社会福祉施設への入所調整等を支援します。	社会福祉法人 光風会
②	県立精神保健福祉センターや保健所と連携し、依存症当事者や家族に対する相談体制を充実します。	福祉総合支援課
③	犯罪をした者等の障害の状態に応じて、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等の取得が促進されるよう制度の周知及び手続の支援を行い、福祉支援や福祉サービスの利用につなげます。	福祉総合支援課

#### 4) 学校等と連携した非行防止と就学支援

##### 【現状と課題】

価値観が多様化するなかで、家族のあり方も多様化しています。子どもの生育環境も様々な事情や課題を抱えている場合があります。また、インターネット環境が普及し SNS 等の利用により、意図せず犯罪の被害者や加害者になってしまうこともあります。子どもたちの健全な育成と非行防止に向けて、学校や地域が一体となって取り組む必要があります。

##### 【取り組みの方向】

NO	施策の概要	担当
①	保健師や養護教諭と連携し、思春期の保健対策についての適切な知識の普及に努めます。	健康増進課
②	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、ヤングケアラー等の児童生徒を取り巻く課題の改善を図るため、県のスクールソーシャルワーカー事業を活用し、児童生徒等の相談に応じるとともに、関係機関のネットワークを活用して援助を行います。	教育総務課 子育て支援課
③	青少年育成甲州市民会議の活動を通じて、青少年健全育成や非行防止を推進します。	生涯学習課
④	ICTの適切な活用やインターネットの特性や適切なコミュニケーションの方法、情報リスク等を学ぶ情報モラル教育について、甲州市ティーチャーズノートやGIGAワークブックやまなしを活用し、児童生徒の意識啓発に努めます。	教育総務課
⑤	県の学校配置スクールカウンセラー事業及び市のスクールカウンセラー事業を活用し、学校におけるカウンセリング等の教育相談機能を充実させ、児童生徒等の心の問題について、心理的な支援を行います。	教育総務課

#### 5) 関係機関との連携強化

##### 【現状と課題】

犯罪をした者等の社会復帰支援は、刑事司法関係機関や地方公共団体の連携はもとより、地域に根ざした民間協力者の日々の活動に支えられています。

保護司や更生保護女性会、BBS会<sup>※</sup>等の更生ボランティア、協力雇用主等、民間協力者として、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活を送るためには欠くことのできない存在です。しかし、担い手の確保と高齢化が課題であり、その活動の理解と周知の促進が求められます。

【取り組みの方向】

NO	施策の概要	担当
①	保護司や更生保護女性会の支援を行い、地域の関係機関や団体と連携できる環境を整備します。	福祉総合支援課
②	保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの運営を支援します。	福祉総合支援課
③	保護司や更生保護女性会等の民間協力者の人材育成と担い手確保に努めます。	福祉総合支援課
④	民間協力者である保護司や協力活動団体の表彰等を通じて、その活動と功績を市民に周知します。	政策秘書課

※BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）とは、非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、学び、楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。